



2025 年度（令和 7 年度）税制改正に伴う対応について

2025 年度（令和 7 年度）税制改正に伴い、「ご契約のしおり・約款」に記載の生命保険料控除について、2026 年（令和 8 年）分に限り、内容が一部変更となります。

つきましては、「ご契約のしおり・約款」とあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

■2026 年（令和 8 年）分の所得税について（1 年間の時限措置）

23 歳未満の扶養親族がいる子育て世帯の生命保険料控除（新制度の一般の生命保険料控除）の適用限度額が、4 万円から 6 万円に引き上げとなります。（全体の適用限度額は 12 万円のまま変更ありません。）

■一部変更に伴うご契約のしおり・約款の内容

【一時払商品】

< 所得税の生命保険料控除額 >

- ・一般の生命保険料控除（23 歳未満の扶養親族を有する場合）

年間正味払込保険料	控除される金額
120,000 円を超えるとき	一律 60,000 円

- ・一般の生命保険料控除（上記以外）

年間正味払込保険料	控除される金額
80,000 円を超えるとき	一律 40,000 円

【平準払商品】

< 所得税の生命保険料控除額 >

- ・一般の生命保険料控除（23 歳未満の扶養親族を有する場合）

年間正味払込保険料 (控除の対象となる保険料)	控除される金額 (控除額)
30,000 円以下のとき	全額
30,000 円を超え 60,000 円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times 1/2) + 15,000 \text{ 円}$
60,000 円を超え 120,000 円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times 1/4) + 30,000 \text{ 円}$
120,000 円を超えるとき	一律 60,000 円

- ・一般の生命保険料控除（上記以外）、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除

年間正味払込保険料 (控除の対象となる保険料)	控除される金額 (控除額)
20,000 円以下のとき	全額
20,000 円を超え 40,000 円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times 1/2) + 10,000 \text{ 円}$
40,000 円を超え 80,000 円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times 1/4) + 20,000 \text{ 円}$
80,000 円を超えるとき	一律 40,000 円

※ 一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて 120,000 円が控除額の限度となります。

ご契約のしおり・約款 目次

この冊子は、「ご契約のしおり」と「約款」で構成されています。「ご契約のしおり」は、商品の
特徴としくみ、保障内容やお手続き等について説明しております。「約款」は、ご契約につい
ての取り決めに記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	2
ご契約にあたっての大切なことがら	5
この保険の特徴としくみ	20
保険金	25
保険金等をお支払いできない場合	27
ご契約後のお取扱いについて	29
ご契約後のお手続きについて	36
税金のお取扱いについて	47
契約者への情報提供とサービス	50

約款

通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型） 普通保険約款	51
初期死亡円保証特約 特約条項	67
年金移行特約（定額保険用） 特約条項	68
介護年金移行特約 特約条項	72
遺族年金支払特約 特約条項	76
円入金特約 特約条項	79
円支払特約 特約条項	80
保険契約者代理特約 特約条項	81
指定代理請求特約 特約条項	83
社会貢献特約 特約条項	85

【あ】

◆遺族年金支払特約

死亡保険金をご遺族(死亡保険金受取人)の方に年金としてお支払いする特約です。契約者の事前のお申し出(支払事由発生後は死亡保険金受取人のお申し出)により、死亡保険金の一時支払にかえて全部または一部をご遺族(死亡保険金受取人)の方に年金形式でお支払いします。

【か】

◆確定年金

あらかじめ設定した年金支払期間にわたり毎年年金を支払うものをいいます。

◆基礎率

保険金等を計算する際に用いる、予定利率、予定死亡率、予定事業費率などの計算要素のことです。

◆基本保険金額

第2保険期間における保険金を支払う際の基礎となる金額のことをいい、一時払保険料、積立利率等により計算し、保険契約締結の際に当社が定めるものとします。

◆契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に応当する日のことです。

◆契約者

当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことをいいます。

◆契約年齢

契約日における被保険者の年齢のことで、満年で計算し、1年未満の端数は切捨てます。

(例)24歳7か月の被保険者は24歳となります。

◆契約日

契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいいます。この保険では、当社の責任開始の日を契約日とします。

◆更改日

積立利率を更改する日で、積立利率適用期間満了日の翌日のことをいいます。

◆後継年金受取人(指定制度)

年金移行特約(定額保険用)を付加した場合、契約者は、年金受取人死亡時にその年金受給権を引継ぐ人(後継年金受取人)を、あらかじめ指定することができます。また、介護年金移行特約を付加した場合、年金受取人は、死亡一時金の受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

【さ】

◆市場調整価格

解約・一部解約の際、積立金額に市場金利の変動状況を反映させた価格をいいます。

◆指定代理請求人

被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人(被保険者)に請求できない「特別な事情」がある場合に代理人として請求できる人のことをいいます。契約者があらかじめ指定することができます。

◆死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

◆死亡保険金受取人

契約者が指定した、死亡保険金を受取る人のことをいいます。

◆終身介護年金

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合にお支払いする終身年金のことをいいます。被保険者が死亡した際は、年金原資の額から既払年金累計額を差引いた額を、死亡一時金としてお支払いします。

◆主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるため、または主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

◆責任開始期(日)

申込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

◆責任準備金

将来の保険金等の支払いのために積立てられた金額のことです。

【た】

◆第1保険期間

契約日から当社が定める年数が経過するまでの期間をいいます。この商品においては1年間です。

◆第2保険期間

契約年齢が39歳以下の場合は、第1保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日までの期間をいいます。契約年齢が40歳以上の場合は、第1保険期間満了日の翌日から終身の期間をいいます。

◆第3保険期間

契約年齢が39歳以下における第2保険期間満了日の翌日(更改日)からの期間をいい、その期間は終身となります。契約年齢が40歳以上の場合には、第3保険期間はありません。

◆積立金額

将来の保険金等を支払うために積立てる金額のことをいい、一時払保険料、積立利率および経過した年月数等により計算します。

◆積立利率

積立金額等を計算する際に適用される利率をいいます。

◆積立利率適用期間

積立利率を適用する期間をいいます。

【な】

◆年金受取人

遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約(定額保険用)において、年金を受取る人のことをいいます。

◆年金基金

遺族年金支払特約が締結され、保険金の支払事由が生じた時(保険金の受取人のお申し出によりこの特約が締結されたときには締結時)に、保険金の全部または一部を充当して設定された基金のことをいいます。

◆年金原資

介護年金移行特約および年金移行特約(定額保険用)において、年金支払開始時における将来の年金を支払うために必要な積立金額のことをいいます。

◆年金支払開始日

第1回目の年金をお支払いする日のことです。

◆年金支払日

年金支払開始日およびその後に到来する年金支払期間中の年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

◆年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は年金をお支払いする年金の種類を終身年金といいます。年金総額保証付終身年金では、年金受取累計額が年金原資の額に満たないまま被保険者が死亡した場合、年金原資の額に到達するまで年金を引続きお支払いします。

【は】

◆払戻金（解約払戻金）

契約が解約された場合などに、契約者に払戻されるお金のことをいいます。

◆被保険者

その人の生死が生命保険の対象となっている人のことをいいます。

◆保険金額

死亡保険金を支払う際の基準となる金額をいい、保険期間ごとに異なります。

◆保険契約者代理人

契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が、ご契約に関するお手続きができない特別な事情がある場合に代理人として当社所定のお手続きをすることができる人のことをいいます。契約者があらかじめ指定することができます。

◆保険証券

ご契約の保険金額などのご契約内容を具体的に記載したものです。

◆保険年度

契約日から起算して満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…となります。

◆保険料

契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。

◆保証期間

初期死亡円保証特約において、死亡保険金について、円での最低保証がある期間のことをいいます。

【や】

◆約款

ご契約から保険契約の消滅までの契約内容を記載したものです。

【A ～ Z】

◆TTB（対顧客電信買相場）

銀行等で外貨を円に交換する時の為替レートをいいます。

◆TTM（対顧客電信売買相場の仲値）

TTSとTTBの平均値で、銀行等が取引に使う基準値をいいます。

◆TTS（対顧客電信売相場）

銀行等で円を外貨に交換する時の為替レートをいいます。

ご契約にあたっての大切なことから

生命保険募集人について

- 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。
- 当社の生命保険募集人について
当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。また、保険契約の成立後に内容を変更等される場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。
- お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には下記照会先までご連絡ください。

照会先：お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-142-605

営業時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

申込書等は契約者、被保険者ご自身で正確にご記入ください

- ご契約の申込書は契約者および被保険者ご自身でご記入ください。また、記入内容を十分お確かめのうえ、ご署名またはご署名・ご捺印をお願いします。
- 情報端末を利用した場合、入力内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は、相互会社の契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

勤務先の申告について

- ご契約に際しては、勤務先について申込書でおたずねし、この内容によりご契約をお引受けできない場合があります。

取引時確認(本人確認)について

- 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令(*1)に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認(本人確認)を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ロンダリング(*2)に利用されることを防ぐこと等を目的としたものです。

(*1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

(*2) 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

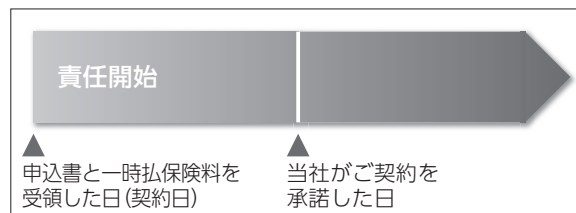
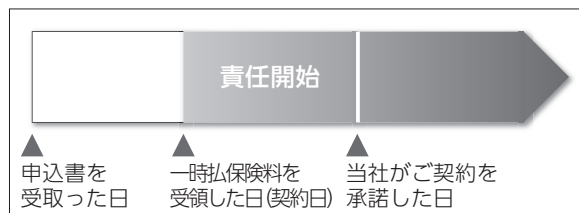
- お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。
 - ・ 生命保険契約の締結、保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)変更、年金支払(保険契約者と年金受取人が異なる場合)等の取引発生時
 - ・ 仮名取引やなりすましの疑いがある場合 等
- 取引時確認では、お客さまが個人の場合は氏名、住居、生年月日、職業等を、法人の場合は名称、本店の所在地、事業内容、実質的支配者等を、確認します。取引時確認で確認した事項に、後日変更が生じる場合は、当社宛にご連絡をお願いします。

保険料の払込みと領収証について

- この保険の保険料払込方法(経路)は、「当社が指定する金融機関の口座への送金」のみに限定しています。生命保険募集人による保険料の受領は取扱いません。また原則、領収証の発行は省略させていただきます。
- この保険の一時払保険料は、「円入金特約」を付加して円で入金いただきます。この特約の為替レートは、当社が定めるものとし、保険料が当社指定の口座に着金した日*のレートを適用します。また、このレートは、当社が指標として指定する金融機関が着金した日*の最初に公示する各通貨の対顧客電信売相場(TTS)を上回ることはありません。
 - * その日が、所定の為替レートの指標として当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

責任開始期・契約日について

- お申込みいただいた契約を当社がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を当社が受領した日を契約日とし、この日より当社は保険契約上の責任を負います。
- 責任開始期・契約日について図示すると次のとおりです。



保険証券のご確認について

- ご契約をお引受けしますと、当社は、保険証券を契約者にお送りしますので、お申込みの際の内容と相違していないかどうか、もう一度お確かめください。もし相違しているときは、すぐに当社にご連絡ください。

元本欠損が生じる場合について

- 為替リスク

死亡保険金や解約払戻金等（以下、保険金等）を円で受取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、ご契約時にお申し込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。これら為替相場の変動リスクは、すべて契約者および受取人に帰属します。

死亡保険金、解約払戻金などのお支払いについて

- 死亡保険金、解約払戻金などのお支払いは、契約通貨で行います。ただし、円支払特約を付加することで、円で死亡保険金、解約払戻金などを受取ることができます。
- 死亡保険金、解約払戻金、介護年金などを外貨でお受取りの際には、外貨を受領できる口座が必要になります。なお、外貨でのお支払いは円でのお支払いに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。
- 円支払特約について
円支払特約を付加した場合、死亡保険金、解約払戻金などを円に換算した金額でお支払いいたします。これらは当社所定の日付*における各通貨の所定の為替レートを用いて円に換算します。その際に使用する各通貨の換算レートは、当社指標として指定する金融機関が各営業日の最初に公示する各通貨の対顧客電信買相場 (TTB) を下回ることはありません。
* その日が、所定の為替レートの指標として当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- 年金や介護年金への移行について
年金や介護年金への移行にあたり年金の通貨を円に変更する場合、年金支払開始日の解約払戻金を円に換算し、年金をお支払いします。その際の換算レートは、円支払特約で適用する為替レートを用いて計算します。
- 市場調整価格と解約払戻金について
この保険を解約、一部解約または解約払戻金を原資に年金へ移行する場合、運用資産 (債券など) の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行います。そのため、解約払戻金は市場金利の状況により増減します。また、解約、一部解約または解約払戻金を原資に年金へ移行する時には契約日からの経過年数に応じて解約控除を行う場合があります。

預貯金などとの違いについて

- この保険は、当社を引受保険会社とする生命保険商品です。預貯金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）について

- お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録（申出フォーム）によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

- お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた金額を全額返還いたします。
- 次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
 - ・ 申込者または契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
 - ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合
- お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）

フリーダイヤル 0120-142-605

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。))に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

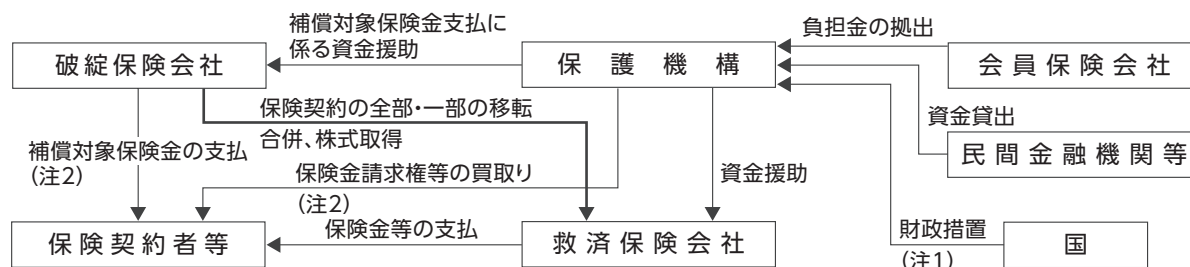
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

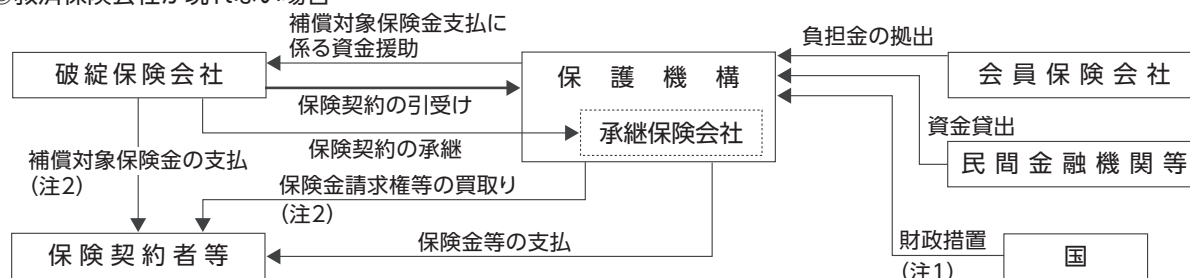
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<しくみの概略図>

◎救済保険会社が現れた場合



◎救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○ 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

個人情報の取扱いについて

当社では、プライバシーポリシーをホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表しております。ここに記載した内容は、当社プライバシーポリシーの一部となります。その他詳しい内容に関しては、当社ホームページにてご確認ください。

当社ホームページ <https://www.ms-primary.com>

個人情報の利用目的

- 当社は、個人情報を次の目的および共同利用に関する目的（以下、「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
- なお、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。
- ① 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金・解約金等のお支払い、および各種金融商品・サービスのご案内・提供・維持管理
 - ② お引き受けした各種保険契約に対する再保険契約の締結、および再保険契約に基づき実施する引受保険会社等（海外にあるものを含みます。）への個人情報の提供（引受保険会社から他の引受保険会社等への提供を含みます。）
 - ③ 当社のグループ会社および委託先が行う各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ④ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ⑤ お客さまのニーズにあった新商品や新たなサービスの開発・ご案内・ご提供
（当該目的の達成のため、お客さまからいただいたアンケートのご回答、ご契約の履歴、インターネットの閲覧履歴等の情報を分析に用いる場合があります。）
 - ⑥ その他、お客さまによりご満足いただける商品・サービスの提供を適切かつ円滑に行うための業務

お問い合わせ窓口

- 当社は、個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 お客さまサービスセンター
電話番号:0120-142-605
受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00（年末年始、祝日を除きます。）

- 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所
電話番号:03-3286-2648
住所:〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
受付時間:9:00～17:00（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く。）
ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp>

支払査定時照会制度について

- 保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下、「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金（以下、「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社窓口にお問合わせください。

〈相互照会事項〉

- ◎ 次の事項が相互照会されます。ただし、保険契約消滅後5年を経過した保険契約に係るものは除きます。
 - (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
 - (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- ◎ 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金額、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金額、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟各社」をご参照ください。

FATCA (外国口座税務コンプライアンス法) 確認手続きについて

- FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。
- 当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明(注1)に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注1) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

- FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報は、FATCA上の目的のみに使用します。

1. 「所定の米国納税義務者」とは

- 特定米国人(米国市民、米国居住者、非上場の米国法人等)、米国人所有の外国事業体が対象となります。

区分	概要	対象	非対象
特定米国人	米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人	・ 米国市民 ・ 米国居住者(注2) ・ 米国パートナーシップ ・ 米国法人 ・ 米国財団 ・ 米国信託 など	・ 米国上場法人 ・ 米国政府 ・ 米国非課税団体 ・ 米国銀行 など
米国人所有の外国事業体	実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体(注3)	・ 右記以外の外国事業体	・ 上場法人およびその関連会社 ・ 政府機関等(政府、行政機関、国際組織、中央銀行など) ・ 過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体 ・ 一定の非営利団体、公益法人 ・ 金融機関 など

(注2) 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

(注3) 例えば、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。

2. FATCA の確認手続きとは

お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、保険契約の取引時において以下の確認手続きをお願いいたします。

- 当社所定の書面等により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただく場合があります。
- お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類（注4）をご提示またはご提出いただく場合があります。

（注4） 運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、「外国納税者番号等の届出書」等の所定の書類をご提出いただきます。

※ 上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

3. FATCA の確認手続きが必要となる場面

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、保険金・年金の支払等の取引発生時
- その他、米国への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人・米国人所有の外国事業体」に該当することとなった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

4. 確認手続きに応じない、および報告に同意しない場合

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」について

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準(CRS)」に従って、金融機関が非居住者(個人・法人等)に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供する制度です。
- 日本においては、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、お客さまが生命保険契約にご加入される際等に、お客さまの氏名・住所(名称・所在地)・税制上の居住地国等を記載した届出書を生命保険会社へご提出いただくことが義務付けられております。
- 生命保険会社は、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁(所轄の税務署長)に報告することが義務付けられております。つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。
- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、当社が取得したお客さまの個人情報等は、同制度実施の目的のみに使用します。

1. 届出書の提出が必要となる場面

- ① 主に以下の手続きを行う場合、新規届出書のご提出が必要となります。

新規届出書の提出が必要となる場面	提出いただく方
生命保険契約の締結	契約者
契約者の変更	変更後の契約者
年金等のお支払い(受取人が契約者と異なる場合等)	受取人

- ② 新規届出書の提出後、税制上の居住地国に変更があった場合は、異動届出書のご提出が必要となります。

※ 税制上の居住地国に変更があった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

2. 届出書の提出時期・記載事項

○ 届出書の種類に応じて、以下のとおりです。

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	上記①の各手続きを行う方	新規届出書提出後に、新規届出書記載の税制上の居住地国に変更があった方
提出時期	上記①の各手続きを行う際	税制上の居住地国に変更が生じることとなった日から3か月を経過する日まで
記載事項	・ (個人) 氏名、住所、生年月日 ・ (法人) 名称、本店または主たる事務所の所在地 ・ 税制上の居住地国名 (注1)、税制上の居住地国が外国である場合は当該国の納税者番号 ・ (住所・所在地と税制上の居住地国が異なる場合) 事情の詳細 等 (注2)	・ 変更後の税制上の居住地国等 ・ 以前提出した届出書に記載した税制上の居住地国 ・ 左記の新規届出書の記載事項

(注1) 税制上の居住地国 (納税地国) は、以下の①および②のように判断されますが、お客さまご自身の税制上の居住地国につきましては当社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。

- ① 日本に住所等を有する方は日本 (法人の場合は日本国内に本店または主たる事務所がある方)
- ② 外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により、所得税・法人税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国
- ※ 上記のいずれも該当する場合は、該当する税制上の居住地国をすべてご申告ください。
- ※ 税制上の居住地国がない場合は、ない旨をご申告ください。

(注2) 一定の法人の方は以下の事項についても記載していただく必要がございます。

- ・ 上場法人、上場法人の関係会社、政府機関等、外国金融機関等にあたる場合にはその旨
- ・ 実質的支配者 (法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方) の氏名、住所、生年月日、税制上の居住地国、外国の納税者番号、(住所・所在地と税制上の居住地国が異なる場合) 事情の詳細、当該法人の法人番号

3. 当社が国税庁に報告する時期・報告事項

○ その年の12月31日において締結されているご契約のうち、租税条約等により報告が必要とされている所定の外国を税制上の居住地国として届出された一定のご契約等につき、ご契約ごとに、特定対象者の氏名・住所・生年月日 (名称・所在地)、税制上の居住地国、外国の納税者番号等および当該契約の証券番号、資産価額等を、翌年4月30日までに、国税庁 (本店所轄の税務署長) に提供します。

4. 届出や報告に応じていただけない場合

○ 新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出しない場合には、罰則が科せられることがあります。

金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま（「一般投資家」といいます。）」として取扱うようお申し出いただくことができます。

※ 募集代理店が特定保険契約の代理もしくは媒介を行う場合は、特定投資家制度は適用されません。

お手続き方法や制度の詳細については、当社ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) をご参照いただくか、当社お客さまサービスセンター（フリーダイヤル0120-142-605）までご連絡をお願いいたします。

この保険の特徴としくみ

この保険の特徴について

1. 特徴について

- この保険は、第1保険期間の保険金額を抑えることで、第2保険期間の保険金額が大きくなります。第1保険期間中の保険金額は積立金額＜*1＞となり、第1保険期間満了日の翌日に増加し、第2保険期間中の保険金額は基本保険金額＜*2＞となります。

＜*1＞ 一時払保険料、契約日の積立利率、経過年月数等で計算した額となります。

＜*2＞ 一時払保険料および契約日の積立利率等で計算して定められた額となります。

※ 契約年齢が39歳以下のご契約で、第3保険期間の更改日の積立利率が最低保証積立利率(0.5%)を上回った場合は、第3保険期間の保険金額が大きくなります。

- この保険には、円入金特約が付加されており、円でお払込みいただいた保険料を契約通貨に換算して一時払保険料とします。
- 保険期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。(死亡保険金については、P.25を参照ください。) なお、この保険には、初期死亡円保証特約が付加されており、第1保険期間中に被保険者が死亡した場合の死亡保険金額は円でお払込みいただいた金額を最低保証します。
- 各保険期間と積立利率適用期間は、契約年齢に応じて次のとおりです。

契約年齢	保険期間		積立利率適用期間
39歳以下	第1保険期間	1年	【米ドル】30年 【豪ドル】20年
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から積立利率適用期間満了日	
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日(更改日)から終身	終身
40歳以上	第1保険期間	1年	終身
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から終身	
	第3保険期間	なし	

- 死亡保険金、解約払戻金などのお受取りは、原則、契約通貨で行います。
- 死亡保険金、解約払戻金などは、円支払特約を付加することで、円でお受取りいただけます。
- この保険は、解約払戻金の計算で市場金利の変動状況を反映させるしくみです。ただし、市場調整終了日以後は市場金利の影響を受けません。市場調整終了日は以下のとおりです。

契約年齢	市場調整終了日
39歳以下	積立利率の更改日から30年後の年単位の契約応当日
40歳以上70歳以下	契約日から30年後の年単位の契約応当日
71歳以上	被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日

2. 積立利率について

- 積立利率は、当社所定の日に設定されます。また、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて設定される積立利率は異なります。
- 契約日に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。なお、契約年齢が39歳以下の場合、契約日以後は更改日に積立利率を改め、改めた積立利率は契約者宛に郵送等で通知します。
- 積立利率適用期間は、契約年齢が39歳以下の場合、米ドルは30年、豪ドルは20年となり、更改日以後は終身となります。契約年齢が40歳以上の場合には終身となります。
- 積立利率は、契約年齢（更改日を迎えた場合は、その日における被保険者の年齢）、契約通貨および積立利率適用期間等に応じて、指標金利の-1.0% ~ +1.5%の範囲で当社が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。
 - ※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
 - ※ 指標金利および積立利率については当社ホームページにてご確認ください。

ご注意

ご契約時には、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。そのため、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。

3. 死亡保障について

- 保険期間中に被保険者が死亡したときは、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。（死亡保険金については、P.25を参照ください。）
- この保険には、初期死亡円保証特約が付加されており、第1保険期間中に被保険者が死亡した場合の死亡保険金額を円換算死亡保険金額または円でお申し込みいただいた金額のいずれか大きい額でお支払いします。（初期死亡円保証特約については、P.23を参照ください。）

4. 保険期間について

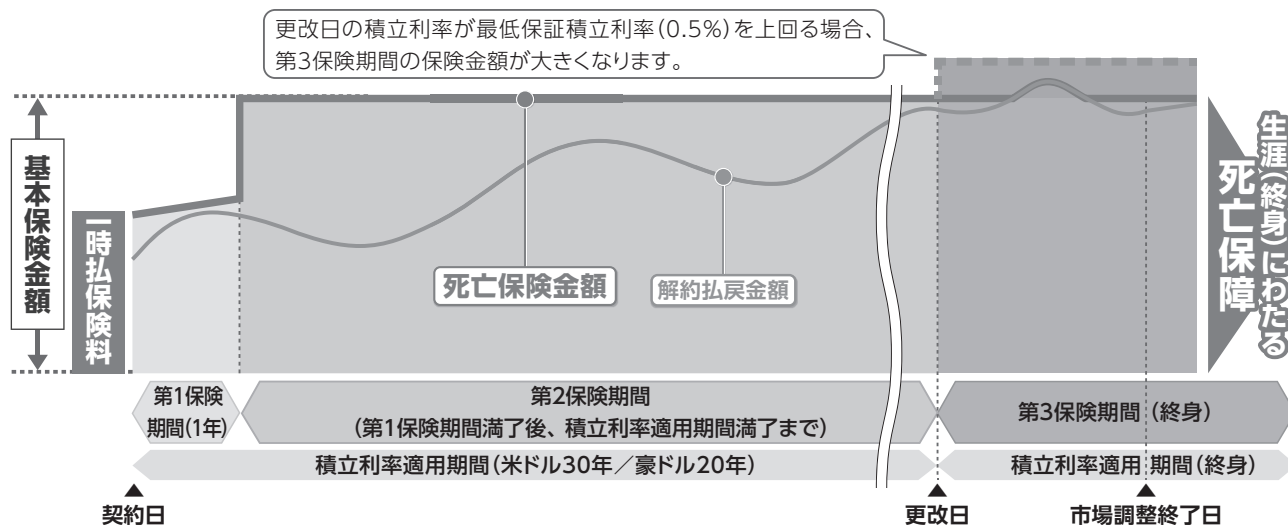
- この保険の保険期間は、生涯（終身）となります。

5. 配当金について

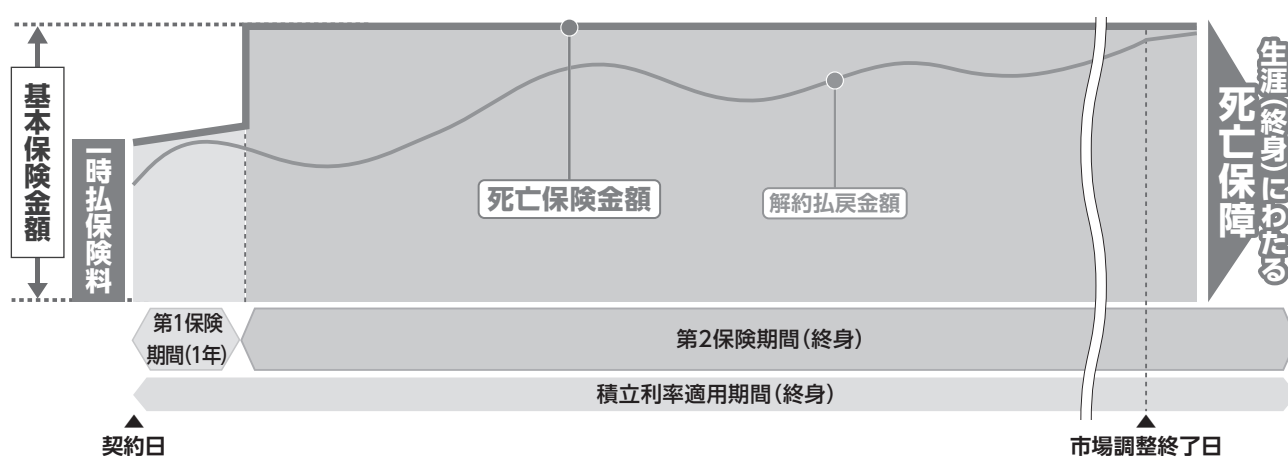
- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6. しくみ

【イメージ図】[契約年齢：39歳以下]



【イメージ図】[契約年齢：40歳以上]



※ 上図はイメージ図であり、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

円入金特約、初期死亡円保証特約、円支払特約、社会貢献特約について

<主契約に付加されている特約>

1. 円入金特約

○ この特約は、主契約に付加されており、円で受領した保険料を、当社が受領する日*における所定の為替レートをを用いて契約通貨（米ドル／豪ドル）に換算し、一時払保険料として受領する特約です。

* その日が、所定の為替レートの指標として当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、受領する日における対顧客電信売相場（TTS）を上回ることはありません。受領する日において、当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更を行った場合には、その日の最初の公示値とします。

2. 初期死亡円保証特約

○ この特約は、主契約に付加されており、第1保険期間中に被保険者が死亡した場合の死亡保険金額を、円換算死亡保険金額または円でお払込みいただいた金額のいずれか大きい額とする特約です。

ご注意

- ・ この特約では、死亡保険金を円で最低保証するための費用を積立金から控除します。
- ・ この特約は、中途解約をすることはできません。

<主契約に付加できる特約>

1. 円支払特約

○ この特約は、契約通貨での死亡保険金、解約払戻金等を、円に換算した金額でお支払いする特約です。

○ 死亡保険金、解約払戻金等については、当社が請求を受付けた日*における所定の為替レートをを用いて円換算します。

* その日が、所定の為替レートの指標として当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、為替レートの適用日における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。当該日において、当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）の公示の変更を行った場合には、その日の最初の公示値とします。

2. 社会貢献特約

○ この特約は、当社が指定する団体（以下、指定公益団体）を死亡保険金の受取人とする特約です。

○ 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金を契約者が選択した指定公益団体にお支払いします。

○ この特約は、契約者と被保険者が同一人の場合で、かつ契約時にのみ付加することができます。

○ この特約の付加にあたって、契約者は死亡保険金受取人として1団体を選択いただきます。

○ 当社の定める取扱範囲内で、指定公益団体を変更することができます。

- この特約は、中途解約することができます。この場合、新たに死亡保険金受取人（被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族）を指定いただきます。なお、この特約を解約した場合、再度付加することはできません。
- この特約を付加した場合の死亡保険金の支払いにあたっては、死亡保険金受取人から請求書類の提出がなくとも、当社からの確認や他契約の死亡保険金の請求等により、当社が死亡保険金の支払事由の発生を確認したとき、死亡保険金の請求があったものとして取扱います。
- この特約を付加した場合、死亡保険金の支払時に、この特約の維持・管理にかかる費用として、死亡保険金から死亡保険金の1%（最大10万円）を控除してお支払いします。

※ 募集代理店および当社が特定の団体を推奨することはありません。

※ 団体の活動内容について、募集代理店および当社は一切責任を負いません。

※ 団体の活動詳細については各団体へ直接お問い合わせください。

ご注意

- ・ 死亡保険金受取人は契約者が選択した指定公益団体1団体のみとなり、死亡保険金受取人を複数指定することはできません。
- ・ この特約を中途付加することはできません。
- ・ 契約者が選択した指定公益団体が消滅した場合、または契約者が選択した指定公益団体が当社が定める指定公益団体ではなくなった場合、指定公益団体の中から当社が指定した公益団体を新たな死亡保険金受取人とし、契約者へ通知します。
- ・ 指定公益団体は、当社ホームページ（<https://www.ms-primary.com>）等をご覧ください。指定公益団体は、将来変更する可能性があります。

保険金のお支払い

死亡保険金のお支払い

- 保険期間中に被保険者が死亡した場合、被保険者が死亡した日の下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。保険金額は、保険期間によって以下のとおり異なります。
- 第1保険期間中の死亡保険金については、初期死亡円保証特約が付加されているため、円換算死亡保険金額または円でお払込みいただいた金額＜*1＞のいずれか大きい額をお支払いします。

<保険金額>

第1保険期間	積立金額＜*2＞
第2保険期間	基本保険金額
第3保険期間	更改日の積立金額に基づき、更改日における被保険者の年齢および性別ならびに積立利率に応じて計算した金額 ※ 契約年齢が39歳以下の契約で、更改日の積立利率が最低保証積立利率(0.5%)を上回る場合、第3保険期間の保険金額が大きくなります。

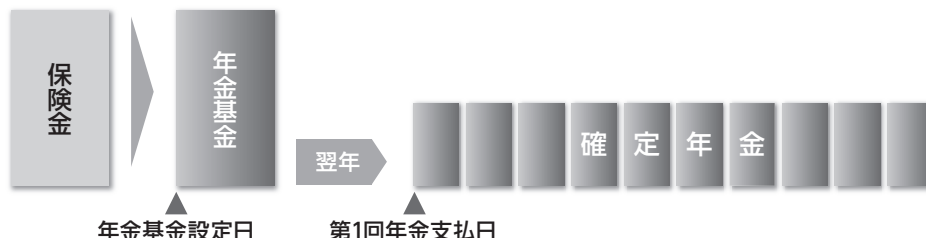
＜*1＞ 一部解約をした場合、基本保険金額の減額に応じて一時払保険料を減額した後の金額とします。

＜*2＞ 一部解約をした場合、基本保険金額の減額に応じて積立金額は減額します。

遺族年金支払特約について

- この特約は、保険金の支払事由発生前は契約者のお申し出、支払事由発生後は死亡保険金受取人のお申し出により、保険金を一時支払にかえて、年金として死亡保険金受取人にお支払いする特約です。
- お支払いする年金種類は確定年金となり、年金支払期間は、5、10、15、20、25、30年から選択することができます。
- 一部一時金、全額一時金でのお受取りも選択可能です。
- 年金基金は、この特約が締結されている場合は保険金の支払事由の発生により、また、この特約が死亡保険金受取人の申し出によって締結された場合はその締結された時点で、保険金の全部または一部が充当され設定されます。
- この特約における年金受取人は死亡保険金受取人と定め、年金基金の設定日の翌年の応当日から年金を年金受取人にお支払いします。
- 保険金の年金支払を選択した場合であっても、年金受取人からの請求があったときは、将来の年金支払にかえて、次の金額を一括してお支払いします。この場合、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が2名以上いる場合、一括してお支払いした年金受取人について消滅します。
 - ① 年金基金設定後第1回年金支払日前の場合は、請求時における年金基金の価額をお支払いします。
 - ② 第1回年金支払日以後の年金支払期間中の場合は、残存支払期間に対応する未払年金の現価をお支払いします。
- 円支払特約が付加された場合、保険金の請求書受付日*のレートを用いて、円建ての年金基金を設定します。

* その日が、所定の為替レートの指標として当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。



ご注意

- ・ この特約によりお支払いする年金額は、年金基金の設定時における基礎率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ・ この特約による年金額が所定の金額（米ドルの場合：1,000米ドル／豪ドルの場合：1,000豪ドル／円の場合：10万円）に満たない場合は、年金によるお支払いにかえて一括でのお支払いとなります。この場合、この特約は消滅します。
- ・ 年金額が所定の金額（外貨の場合：円換算して3,000万円／円の場合：3,000万円）を超える場合には、その金額を年金額とし、それを超える金額については一時金でお支払いします。
- ・ 年金受取人が2名以上いる場合、この特約による年金額の上限、下限については、受取人ごとに判定します。
- ・ 年金支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。

保険金等をお支払いできない場合

免責事由に該当した場合

次の理由によるときには保険金等をお支払いできません。

1. 死亡保険金

次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき

- ① 責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺
ただし、自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を断つ認識がなかったと認められる場合は、お支払いすることがあります。
- ② 死亡保険金受取人の故意
ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合、その受取人が受取るべき金額のみを免責とし、残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ③ 契約者の故意
- ④ 戦争その他の変乱

ご注意

<戦争その他の変乱時の死亡保険金のお支払いについて>

戦争その他の変乱によって死亡したときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じて死亡保険金を削減してお支払いするか、または全額をお支払いする場合があります。

2. 介護年金（介護年金への移行後）

次のいずれかにより、介護年金の支払事由に該当したとき

- ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為

3. 死亡一時金（介護年金への移行後）

後継年金受取人の故意により、支払事由に該当したとき

ただし、その後継年金受取人が死亡一時金の一部の受取人である場合、その受取人が受取るべき金額のみを免責とし、残額を他の後継年金受取人にお支払いします。

重大事由による解除の場合

次の事由に該当し、保険契約を解除した場合、たとえ保険金等をお支払いする事由が生じていても、保険金等をお支払いいたしません。

- ① 契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ② 保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③ 契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、反社会的勢力＜＊１＞に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係＜＊２＞を有していると認められるとき
 - ＜＊１＞ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - ＜＊２＞ 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは死亡保険金受取人または年金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ④ その他、当社の契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合

次の事由に該当した場合には、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ① 契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約の締結を行ったときに、当社がその保険契約を取消した場合
- ② 契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約の締結を行ったときに、当社がその保険契約を無効とした場合

ご契約後のお取扱いについて

保険契約内容の変更などについて

1. 年金移行特約（定額保険用）による年金支払への移行

- この特約は、契約日から1年経過以後で年金支払開始日の被保険者の年齢が90歳以下の場合に限り、契約者のお申し出により、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行することができる特約です。
- この特約の付加にあたっては、契約者は、被保険者の同意を得た上でお申し出いただき、当社の承諾をもって特約が付加されます。このお申し出の書類を当社が受付けた日の翌日を特約の付加日とします。
- 年金種類は、確定年金または年金総額保証付終身年金となります。
- 第1回目の年金支払日（年金支払開始日）は、この特約の付加日となります。2回目以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日となります。
- 年金額は、この特約の付加日における解約払戻金相当額を年金原資として、その日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されます。
- この特約の付加のお申し出の際、契約者または年金受取人（指定代理請求特約を付加している場合は、指定代理請求人を含みます。）は年金の通貨を円に変更することができます。この場合、年金支払開始日における所定の為替レートを用いて円換算します。
 - ※ 所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、為替レートの適用日における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。当該日において、当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）の公示の変更を行った場合には、その日の最初の公示値とします。
- この特約の付加のお申し出の際、年金受取人を指定いただきます。年金受取人は、契約者または被保険者となります。

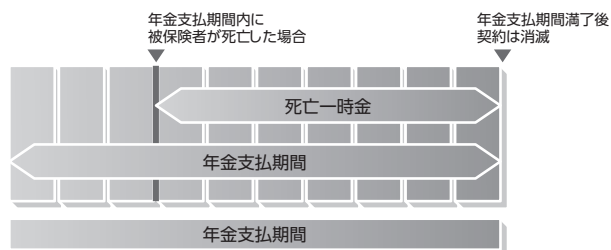
ご注意

- ・ この特約による年金額が所定の金額（米ドルの場合：1,000米ドル／豪ドルの場合：1,000豪ドル／円の場合：10万円）に満たない場合は、この特約を付加することはできません。
- ・ 年金額が所定の金額（外貨の場合：円換算して3,000万円／円の場合：3,000万円）を超える場合には、その金額を年金額とし、それを超える金額については一時金で年金受取人にお支払いします。
- ・ 年金支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。

■確定年金

(年金支払期間:5年、10年、15年、20年、25年、30年)

- 年金支払開始日以後、あらかじめ定められた期間中、毎年、同額の年金をお支払いします。
 - 最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。
 - 年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡した場合、死亡一時金として、将来の年金の現価に相当する金額を年金受取人*にお支払いします。また、死亡一時金のお支払いにかえて、年金支払期間中、年金受取人に引続き年金をお支払いすることもできます。
- * 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。
- 年金のお支払いにかえて、年金支払期間中に一括支払を希望する場合、年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。この場合、ご契約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。



■年金総額保証付終身年金

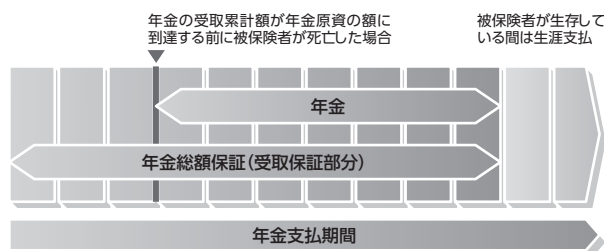
○年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年、同額の年金を生涯（終身）にわたってお支払いします。

○年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に被保険者が死亡した場合でも、年金原資の額に到達するまで年金を年金受取人*に引続きお支払いします。なお、この場合で、受取累計額が年金原資の額に到達するときの年金額（最後の支払年金額）は、年金原資の額からすでにお支払いした年金の合計額を控除した金額となります。

* 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

○年金のお支払いにかえて、年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に一括支払を希望する場合、受取保証部分の残存部分に対応する年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。なお、受取保証部分の最後の年金支払日以後に被保険者が生存している場合は、以後の年金のお支払いを再開します。その際、次の金額を再開時の年金としてお支払いします。

- ①まず、一括支払を行わず受取保証部分の最後の年金支払日前日まで継続して年金をお支払いした場合の年金の合計額を年金原資から控除します。
- ②次に、年金原資をもとに算出した年金額から①の額を控除します。この控除した金額が、受取保証部分の最後の年金支払日に被保険者が生存していた場合にお支払いする金額となります。（翌年以後は、毎年、年金原資をもとに算出した年金額をお支払いします。）



ご注意

年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括支払をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 後継年金受取人指定制度 (年金移行特約 (定額保険用))

- 「後継年金受取人指定制度」とは、年金をお受取りになる方 (年金受取人) が死亡した場合に備えて、年金受給権などの年金受取人の権利を承継する方 (後継年金受取人) を契約者が事前に指定する制度です。
- 年金移行特約 (定額保険用) の付加の際はご契約者のお申し出により、年金支払期間中は年金受取人のお申し出により、被保険者の同意を得て、当社所定の範囲で指定・変更することができます。(1名のみ指定可。)

<ご指定範囲>

①被保険者 ②被保険者の配偶者 ③年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族

※ 年金受取人が死亡した場合には、以後、後継年金受取人が年金受取人となります。

※ 年金受取人死亡時に、後継年金受取人が指定されていない場合もしくは後継年金受取人が既に死亡している場合、次の順位で後継年金受取人とみなします。

①被保険者

②被保険者の配偶者 (①の該当がない場合)

③年金受取人の法定相続人 (①②の該当がない場合)

3. 介護年金移行特約による年金支払への移行

- この特約は、被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、介護年金に移行することができる特約です。
- この特約の付加にあたっては、契約者は、被保険者の同意を得た上でお申し出いただき、当社の承諾をもって特約が付加されます。
- 年金種類は、終身介護年金となります。
- 要介護2以上の状態*に該当し、不備のない請求書類を当社が受付けた日の翌日が第1回年金支払日 (年金支払開始日) となります。2回目以降の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日となります。

※ 要介護2以上の状態とは、要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 (平成11年4月30日厚生省令第58号) 第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

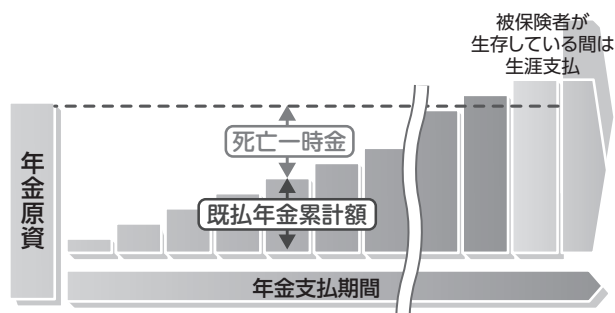
- 年金額は、年金支払開始日における解約払戻金相当額を年金原資として、その日の基礎率等 (予定利率、予定死亡率等) に基づいて計算され算出されます。
- 年金支払開始日の前日に、契約者または年金受取人 (指定代理請求特約を付加している場合は、指定代理請求人を含みます。) は介護年金の通貨を円に変更することができます。この場合、年金支払開始日における所定の為替レートを用いて円換算します。

※ 所定の為替レートは、当社が指標として指定する金融機関が公示する、受付けた日における対顧客電信買相場 (TTB) を下回ることはありません。受付けた日において、当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場 (TTB) の公示の変更を行った場合には、その日の最初の公示値とします。

- この特約における年金受取人は、被保険者となります。
- この特約は、年金支払開始日前に限り、いつでも解約することができます。なお、年金支払開始日以後は、この特約を解約することができません。

■終身介護年金

- 年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年、同額の年金を生涯（終身）にわたってお支払いします。
- 年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に被保険者が死亡した場合、年金原資の額からすでにお支払いした年金の合計額を控除した金額を死亡一時金として後継年金受取人にお支払いします。なお、年金の受取累計額が年金原資の額を超えて被保険者が死亡した場合、死亡一時金はありません。
- 年金のお支払いにかえて、年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に一括支払を希望する場合、年金原資の額からすでにお支払いした年金の合計額を控除した金額を一括してお支払いします。この場合、ご契約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。



ご注意

- ・ この特約による年金額が所定の金額（米ドルの場合：1,000 米ドル／豪ドルの場合：1,000 豪ドル／円の場合：10 万円）に満たない場合または年金支払開始日の被保険者の年齢が95 歳を超える場合には、介護年金に移行することはできません。
- ・ 年金額が所定の金額（外貨の場合：円換算して 3,000 万円／円の場合：3,000 万円）を超える場合には、その金額を年金額とし、それを超える金額については一時金で年金受取人にお支払いします。
- ・ 年金支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。
- ・ 2026年6月現在の公的介護保険制度に基づくもので、将来、公的介護保険制度が改正され、その改正がこの特約の支払事由に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。

解約・一部解約と解約払戻金について

- 保険期間中はいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約の全部を解約された場合、この保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約（一部解約）による払戻金額は、市場金利の変動状況が反映されるため、解約時の市場金利によっては、増減します。また、契約日から10年未満に解約する場合には、経過年数に応じた解約控除額を差引きます。
- 解約払戻金額は、次の算式によって算出されます。

解約払戻金額

=

市場調整価格

—

解約控除額

1. 市場調整価格とは

- 一般に公社債などの固定金利資産の資産価値は市場金利の動きに応じて変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると流通価格（資産価格）は下落し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると流通価格（資産価格）は上昇する性質があります。この保険の運用は公社債を中心に行うため、解約払戻金に市場金利の動きを反映させる手法を用いています。
- 市場調整価格は、次の算式によって計算されます。
市場調整価格 = 解約日（一部解約日）の積立金額＜*1＞ - 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{解約日（一部解約日）の積立金額＜*1＞} \times \left\{ 1 - \left(\frac{1+i<*3>}{1+j<*4>} \right)^{\frac{\text{残存月数}<*5>}{12}} \right\}$$

市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。ただし、次のいずれかの場合、市場調整額は0（ゼロ）とします。

- ・ 【契約年齢39歳以下】積立利率の更改日から30年後の年単位の契約応当日以後
- ・ 【契約年齢40歳以上70歳以下】契約日から30年後の年単位の契約応当日以後
- ・ 【契約年齢71歳以上】被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日以後
- ・ 解約日（一部解約日）が更改日の場合

＜*1＞ 解約の場合は解約日の積立金額＜*2＞となり、一部解約の場合は基本保険金額の減額部分に対応する積立金額となります。

＜*2＞ 積立金額は、積立利率、一時払保険料、経過年月数等に応じて当社の定める方法により計算した金額です。

＜*3＞ iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。

＜*4＞ jは、解約日（一部解約日）において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結したと仮定した場合の指標金利です。

＜*5＞ 契約日における被保険者の年齢が39歳以下で更改日前の解約の場合の残存月数は、解約日（一部解約日）から更改日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.8となります。契約日または更改日における被保険者の年齢が40歳以上の場合の残存月数は、解約日（一部解約日）から被保険者の年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.5となります。

2. 解約控除額とは

- 解約控除額は、契約日から解約日（一部解約日）までの経過年数に応じて、一時払保険料（一部解約をされる場合は、一時払保険料のうち基本保険金額の減額部分に対応する金額）に下記の解約控除率を乗じた金額となります。

<契約日からの経過年数ごとの解約控除率>

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%

6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%

※ 解約払戻金を原資に年金等へ移行する時には、所定の解約控除が適用されます。

3. 解約払戻金の計算例

<契約例>

契約時被保険者年齢：65歳 性別：男性 一時払保険料（円入金後換算）：50,000米ドル

積立利率：4.17% 経過年数：7年 残存月数：168か月

契約日の指標金利：i = 4.68% 解約日の指標金利：j = 5.68%

■解約払戻金の計算例（次の表の網掛部分）

【積立金額】 \$ 61,951

【市場調整額】 $\$ 61,951 \times \left\{ 1 - \left(\frac{1+4.68\%}{1+5.68\%} \right)^{\frac{168}{12}} \right\} = \$ 7,721$

【市場調整価格】 $\$ 61,951 - \$ 7,721 = \$ 54,230$

【解約控除額】 $\$ 50,000 \times 1.2\% = \$ 600$

【解約払戻金額】 $\$ 54,230 - \$ 600 = \$ 53,630$

※上記金額は、1米ドル未満を四捨五入しています。

<解約払戻金の例>

（単位：米ドル）

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	5.68% (+1%)	5.18% (+0.5%)	4.68% (±0%)	4.18% (-0.5%)	3.68% (-1%)
1年	42,499	46,218	50,270	54,685	59,499
2年	44,250	47,982	52,038	56,447	61,243
3年	46,046	49,786	53,841	58,239	63,011
4年	47,884	51,628	55,677	60,059	64,801
5年	49,763	53,506	57,544	61,903	66,610
6年	51,679	55,415	59,436	63,766	68,431
7年	53,630	57,353	61,351	65,646	70,262
8年	55,613	59,316	63,284	67,536	72,095
9年	57,622	61,299	65,229	69,431	73,925
10年	59,653	63,296	67,181	71,324	75,745
15年	68,849	72,193	75,716	79,429	83,344
20年	77,509	80,316	83,238	86,281	89,451
25年	85,211	87,256	89,360	91,525	93,753
30年<*>	94,070	94,070	94,070	94,070	94,070

<*> 市場調整終了日となるため、市場調整額は0（ゼロ）として表示しています。

※ 上表は、契約応当日を基準に計算し、経過期間にわたり一部解約がなかったと仮定して算出しています。

※（ ）内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

○ 米ドル以外の場合も、契約通貨ごとに定める指標金利を適用し、同様の方法により解約払戻金を計算します。

ご契約後の手続きについて

(2026年10月現在)

ご契約後の手続きについては、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-142-605**

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

※お問合わせの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

契約内容の変更手続き

1. 契約者の変更

- 契約者の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者ならびに変更後の契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、契約者を被保険者の3親等以内の血族または配偶者に変更することができます。

2. 死亡保険金受取人の変更

【死亡保険金受取人を生存中に変更する場合】

- 死亡保険金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 契約者は、保険金の支払事由発生前であれば、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。

ご注意

死亡保険金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の死亡保険金受取人に当社が保険金をお支払いした場合には、変更後の死亡保険金受取人からの保険金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

【死亡保険金受取人を死亡後に変更する場合】

- 保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。なお、新しい死亡保険金受取人を指定いただくまでの間は、変更前の死亡保険金受取人の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- 契約者は、保険金の支払事由発生前であれば、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。

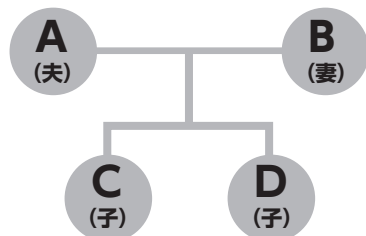
ご注意

死亡保険金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の死亡保険金受取人に当社が保険金をお支払いした場合には、変更後の死亡保険金受取人からの保険金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

【例】

契約者・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : Bさん



Aさんより先に死亡保険金受取人であるBさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん(契約者・被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等となります。

【遺言により死亡保険金受取人を変更する場合】

- 保険金の支払事由発生前であれば、契約者は法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。この場合、契約者が死亡した後、契約者の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
- 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意

死亡保険金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の死亡保険金受取人に当社が保険金をお支払いした場合には、変更後の死亡保険金受取人からの保険金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

3. 介護年金移行特約および年金移行特約(定額保険用)における年金受取人の変更

- 年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 年金受取人は、被保険者の同意を得て、年金受取人を被保険者に変更することができます。ただし、年金移行特約(定額保険用)において年金受取人が被保険者と同一人の場合には、年金支払開始日以後は年金受取人を変更することができません。
- 年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で年金受取人を変更することができます。この場合、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
- 年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意

年金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の年金受取人に当社が年金または一時金をお支払いした場合には、変更後の年金受取人からの年金または一時金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

4. 介護年金移行特約および年金移行特約（定額保険用）における後継年金受取人の変更

- 後継年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 後継年金受取人は、年金受取人が、被保険者の同意を得て、当社所定の範囲で変更することができます。
 <ご指定範囲>
 - ① 被保険者（介護年金移行特約ではお選びいただけません）
 - ② 被保険者の配偶者
 - ③ 年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族
- 年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。この場合、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
- 後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意

後継年金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の後継年金受取人に当社が年金または一時金をお支払いした場合には、変更後の後継年金受取人からの年金または一時金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

5. 遺族年金支払特約における年金受取人の変更

- 遺族年金支払特約における年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人ならびに変更後の年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、当社の承諾を得て、年金受取人の3親等以内の血族または配偶者に変更することができます。
- 年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となります。

6. その他のご契約後のお手続きの例

- 改姓・改名
- ご住所の変更
- 保険証券・年金証書の再発行

保険金などの請求手続き

ご注意

保険金または解約払戻金のご請求は、その請求ができるときから3年間を過ぎるとご請求の権利がなくなります。

1. 死亡保険金の請求について

- 死亡保険金の支払事由が生じた場合には、死亡保険金受取人ご本人よりすみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、死亡保険金受取人のご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 死亡保険金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

【死亡保険金を年金形式でお支払いする場合（遺族年金支払特約を付加した場合）】

- 第1回目の年金は、年金基金設定日の1年後の応当日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。第2回以降の年金についても、年金支払日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。
- 死亡保険金の一部を年金基金に充当する場合、残りの死亡保険金については、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。
- 年金基金設定日は、遺族年金支払特約が締結された時期により異なります。

特約が締結された時期	年金基金設定日
死亡保険金の支払事由発生前	死亡保険金の支払事由が発生した日
死亡保険金の支払事由発生後	この特約が締結された日

2. 死亡一時金の請求について

- 年金支払期間中に被保険者が死亡し、死亡一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社から請求書類をお送りいたしますので、年金受取人のご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人のご記入のうえ、ご提出ください。
- 死亡一時金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

3. お支払いにあたっての事実確認を行う場合について

- 保険金等のお支払いの可否判断にあたり、保険契約の締結時から保険金等の請求時までには当社に提出された書類だけでは確認ができない場合には、次の表の確認事項についての確認を行います。
- この場合の保険金等のお支払い期限は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含め、次に定める日までとします。その際、保険金等を請求した受取人に対し、確認事項および必要となる日数を通知します。なお、保険金等がお支払いできる場合は、その確認ができ次第、お支払い期限を待たずすみやかにお支払いします。

【事実確認における確認事項、確認内容およびお支払い期限】

確認事項	確認内容	お支払い期限
保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の保険金等の支払事由に該当する事実の有無	60日
保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因	
この保険で規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	免責事由に該当する事項または契約者、被保険者もしくは保険金受取人の暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する事実の有無、保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実	

- 前表の確認事項についての確認を行うにあたり、特別な照会や調査が必要な場合には、お支払い期限は照会・調査の内容に従い、次に定める日までとします。なお、照会・調査が複数の場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数をお支払い期限とします。
- このとき、受取人に対し通知すること、確認後すみやかにお支払いすることは、前表の場合と同様です。

【照会・調査の内容およびお支払い期限】

照会・調査の内容	お支払い期限
医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会	120日
研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日
警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
日本国外における調査	180日
災害救助法適用地域における調査	90日

ご注意	お支払いの可否判断にあたっての、事実確認における必要事項の確認に際し、契約者、被保険者または受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、当社はこれにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、またその間は保険金等をお支払いいたしません。
-----	---

4. 解約・一部解約の請求について

- 解約・一部解約を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 解約・一部解約に伴う払戻金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

5. 被保険者による契約者への解約の請求について

- 契約者と被保険者が異なる契約において、次のような事由に該当した場合には、被保険者は契約者に対して保険契約の解約を請求することができます。契約者は、この請求を受けた場合、当社に対して解約請求の手続きをしてください。
 - ① 契約者または死亡保険金受取人が当社に保険金の支払いを行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ② 死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険金の支払いの請求について詐取を行った、または行おうとした場合
 - ③ 上記①②の他、被保険者の契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

保険契約者代理特約について

保険契約者代理特約は、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人、以下同様とします。）がご契約に関するお手続きができない「特別な事情」があるとき、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、契約者にかわって当社所定のお手続きをすることができる特約です。

1. 契約者がご契約に関するお手続きができない「特別な事情」について

○ 「特別な事情」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ② その他、①に準じる状態であると当社が認めた場合

2. 保険契約者代理人が行うことのできるお手続きについて

○ 保険契約者代理人が行うことのできるお手続きは、次のとおりとします。

- (1) 契約者が行うことのできるお手続き（契約者と保険金等の受取人が同一人である場合の保険金等の受取人が行うことのできるお手続きを含みます。）
- (2) ただし、次のお手続きを行うことはできません。
 - ① 契約者の変更手続き
 - ② 保険金等の受取人の変更手続き（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を契約者のみに変更する場合を除きます。）
 - ③ 保険契約者代理人および指定代理請求人の指定または変更手続き
 - ④ 代理請求が可能な保険金等の請求手続き
 - ⑤ 契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
 - ⑥ 指定代理請求人が指定されている契約における指定代理請求人が代理することのできる手続き
 - ⑦ ①～⑥のほか、当社の定める手続き

3. 代理手続きができる方

○ 契約者にかわってお手続きができる方は、契約者が保険契約者代理人としてあらかじめ指定し、かつ、お手続き時に次のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 契約者の直系血族
 - ③ 契約者の3親等以内の親族
- (2) 次の範囲内の者。ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、契約者のために契約者の代理人としてお手続きを行うべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。
 - ① 契約者と同居し、または契約者と生計を一にしている者
 - ② 契約者の財産管理を行っている者
 - ③ 保険金等の受取人
 - ④ その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

4. 保険契約者代理人の変更

- 契約者は、当社の定める取扱範囲内で保険契約者代理人を変更することができます。保険契約者代理人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。

5. 保険契約者代理特約の付加・解約・消滅について

- 特約の付加
契約者のお申し出により、当社の承諾を得て主契約に付加することができます。
- 特約の解約
契約者はいつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 特約の消滅事由（次の場合、この特約は消滅します。）
 - ・ 契約者が死亡したとき
 - ・ 契約者が変更されたとき
 - ・ 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したことを当社が知ったとき
 - ・ この特約を付加した主契約が消滅したとき
 - ・ 契約者と年金の受取人が異なる場合で、年金支払開始日が到来したとき

ご注意

- ・ 契約者が保険契約者代理人を指定した際には、その保険契約者代理人に代理人としてできるお手続きについてお伝えください。
- ・ 契約者が法人である場合、契約者の代理人としてお手続きを行うことはできません。
- ・ 契約者に、成年後見制度における法定後見人（成年後見人・保佐人・補助人）または任意後見人が存在する場合、保険契約者代理人によるお手続きはできません。
- ・ 保険契約者代理人からの請求に基づいて、保険金等をお支払いした場合、その支払後に重複して請求を受けても、当社は保険金等をお支払いしません。
- ・ 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に契約者を特別な事情の状態に該当させた者は、契約者の代理人として手続きを行うことができません。
- ・ 保険契約者代理人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に手続可能な手続きがあっても、変更を行う前の保険契約者代理人によるお手続きはできません。
- ・ 保険契約者代理人の行った手続きは、契約者に対してその効力を生じます。
- ・ 保険契約者代理人に代理手続きを行っていただくために必要な範囲で、当社から保険契約者代理人に対して、情報開示・提供を行う場合があります。詳しくは、ホームページ掲載の「保険契約者代理人による契約内容照会に関する規約」にて、ご確認ください。

指定代理請求特約について

この特約は、被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人（被保険者）に請求できない「特別な事情」があるとき、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人にかわって請求することができる特約です。

指定代理請求人からの請求に際しては、振込口座を指定いただきます。（指定代理請求人名義の口座を指定することもできます。）

当社は、指定代理請求人が指定した口座への振込みをもって、保険金等のお支払いとします。

1. 受取人が請求できない「特別な事情」について

○ 「特別な事情」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 傷害または疾病により、請求する意思表示ができない場合
- ② その他、①と同様の当社が認める状態である場合

2. 代理請求できる方

○ 受取人にかわって請求できる方は、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人、以下同様とします。）が指定代理請求人としてあらかじめ指定し、かつ、請求時に次のいずれかに該当する必要があります。

（1） 次の範囲内の者

- ① 受取人の配偶者
- ② 受取人の直系血族
- ③ 受取人の3親等以内の親族

（2） 次の範囲内の者。ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、受取人のために請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

- ① 受取人と同居し、または受取人と生計を一にしている者
- ② 受取人の財産管理を行っている者
- ③ 死亡保険金の受取人
- ④ その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

3. 指定代理請求人の変更

○ 指定代理請求人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。

4. 指定代理請求特約の付加・解約・消滅について

- 特約の付加
契約者のお申し出により、当社の承諾を得て付加することができます。
ただし、被保険者と受取人が同一人である場合のみとなります。
- 特約の解約
契約者はいつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 特約の消滅事由（次の場合、この特約は消滅します。）
 - ・ 受取人または指定代理請求人の死亡を当社が知ったとき
 - ・ 受取人を変更したとき
 - ・ この特約を付加した主契約または特約が消滅したとき

ご注意

- ・ 受取人の代理になる方を契約者が指定する取扱いとなりますので、契約者は受取人とご相談の上、指定代理請求人の指定をお願いします。
- ・ 契約者が指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。
- ・ この特約は、死亡保険金受取の代理はできません。
- ・ 指定代理請求人からの請求に際しては、通常の受取に必要な書類のほか、受取人の状態がわかる医師の診断書、受取人との関係がわかる書類等、追加の書類提出が必要になります。
- ・ 受取人に、成年後見制度における法定後見人（成年後見人・保佐人・補助人）または任意後見人が存在する場合、指定代理請求人からの請求があっても、成年後見制度の成年後見人等を優先し、指定代理請求人からの請求に応じない場合があります。
- ・ 指定代理請求人は、ご契約内容の変更（年金種類の変更、契約の解約等）のご請求を行うことはできません。
- ・ 指定代理請求人からの請求を受けてお支払いした場合、その支払後に受取人ご本人から請求を受けても、当社は重複してお支払いしません。
- ・ 指定代理請求人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の指定代理請求人による請求に基づき当社がお支払いした場合は、変更後の指定代理請求人からその請求を受けても当社はお支払いいたしません。

契約当事者以外の者が保険契約を解約する場合の契約の存続に関する手続き

- 契約者の差押債権者、破産管財人などの契約者以外で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）が保険契約の解約をする場合には、その解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次の①②すべてを満たす保険金受取人は契約を存続させることができます。
 - ① 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 契約者でないこと
- 保険金受取人が契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、次の①～③すべてのお手続きを行う必要があります。
 - ① 契約者の同意を得ること
 - ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

税金のお取扱いについて

外貨建保険契約のお取扱いについて

外貨建契約の場合でも、日本国内において契約される生命保険契約ですので、税制上の取扱いについては日本国内で販売される一般の生命保険と同じになります。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での出金においては、表中のとおりとします。

次の基準により外貨を円に換算します。

科目	円換算日	換算時為替レート
年金	年金支払日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

生命保険料控除

1. 生命保険料控除の種類

- お支払いいただいた保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象となります。ただし、社会貢献特約を付加した場合は、その対象とはなりません。

2. 控除対象となる税金

- お支払いいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となりますので、所得税、住民税が軽減されます。
 - ・ 控除の対象となるご契約
保険金の受取人が契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっている契約
 - ・ 控除の対象となる保険料
その年の1月から12月までにお支払いいただいた保険料の合計額

<所得税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	控除される金額
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

<住民税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	控除される金額
56,000円を超えるとき	一律 28,000円

○ 生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

※ 外貨で保険料の払込みをされる場合、控除証明書は払込通貨の額を保険料領収日の対顧客電信売買相場の仲値 (TTM) のうち当社が指標として指定する金融機関が公示する相場により円換算した金額を記載します。

解約払戻金にかかる税金

- 解約、一部解約時の差益に対して、所得税 (一時所得) + 住民税がかかります。

死亡保険金にかかる税金

- 死亡保険金にかかる税金は、契約者、被保険者、受取人によって異なります。

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税* 1
本人	配偶者または子	本人	所得税 (一時所得) + 住民税
本人	配偶者 (子)	子 (配偶者)	贈与税

* 1 「生命保険金の非課税枠 (500 万円×法定相続人数) <相続税法第 12 条>」が適用されます。なお、年金支払期間中の死亡一時金については、適用されません。

年金にかかる税金

○ 年金にかかる税金は、契約形態や年金種類等によって異なります。

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税
	年金支払開始後の一括で の受取時	確定年金／終身介護年金	所得税(一時所得) + 住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税* 2
	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税

* 2 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

社会貢献特約を付加した場合の税金のお取扱いについて

○ 本特約を付加した場合、指定公益団体が受取る死亡保険金は相続税の課税対象になりません。

<ご参考> 本特約を付加した場合の遺産分割における死亡保険金のお取扱いについて

指定公益団体が受取る死亡保険金は受取人固有の財産となるため、遺産分割の対象にはならず、遺留分算定の基礎に含まれません。

なお、指定公益団体は相続人ではないため、原則として指定公益団体が受取る死亡保険金が特別受益としての取扱いを受けることもありません。

ご注意	・ 所得税が発生する場合、復興特別所得税があわせてかかります。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。 ・ 税金のお取扱いは、2026年6月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。
-----	---

契約者への情報提供とサービス

契約者の皆さまへの情報提供

○ 契約者の皆さまに対し、以下の方法で情報提供しております。

1. 電話によるサービス

- ① サービス内容
 - ・ 契約内容の照会
 - ・ 各種手続きのご案内、各請求書類のお取寄せ

- ② 受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-142-605

※ お問合わせの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

2. 郵送等でお知らせするもの

○ ご契約状況のお知らせ

- ① 通知内容

ご契約内容 / 保障内容、解約払戻金額等 / 当社の決算概況

- ② 通知時期

年1回

3. ホームページによる情報提供とサービス（インターネットサービス）

○ 最新の会社情報などを、当社ホームページにてご照会いただけます。

アドレス <https://www.ms-primary.com>

○ 契約内容の照会やWeb版「ご契約状況のお知らせ」を、マイページにてご確認ください。

アドレス <https://www.ms-primary.com/customer/introduction/>

ご家族登録サービスについて

「ご家族登録サービス」は、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が事前にご登録いただいたご家族から当社へのお問合わせの際に、契約内容等の情報開示・提供を行うサービスです。

○ 詳しくは、ホームページ掲載の「重要事項等詳細 ご家族登録サービス規約」にて、ご確認ください。

第1条（用語の説明）

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

用語	説明
第1保険期間	保険期間のうち、契約日から起算して会社が定める取扱範囲内で保険契約者の申出により設定した年数が経過するまでの保障を抑制する期間をいいます。
第2保険期間	契約日における積立利率適用期間が有期の場合、保険期間のうち、第1保険期間の満了日の翌日から積立利率適用期間の満了日までの期間をいいます。契約日における積立利率適用期間が終身の場合、保険期間のうち、第1保険期間の満了日の翌日から終身の期間をいいます。
第3保険期間	契約日における積立利率適用期間が有期の場合、保険期間のうち、第2保険期間の満了日の翌日から終身の期間をいいます。
積立利率適用期間	積立利率を適用する期間をいい、会社の定める取扱範囲内で会社が定めるものとします。
積立金額	将来の保険金を支払うために積み立てる金額のことをいい、一時払保険料、積立利率および経過した年月数等により計算します。保険契約の一部解約により基本保険金額を減額した場合、積立金額は、基本保険金額の減額に応じて減額されるものとします。
更改日	積立利率を更改する日のことをいい、積立利率適用期間の満了日の翌日とします。
基本保険金額	第2保険期間における保険金を支払う際の基礎となる金額のことをいい、一時払保険料および積立利率等により計算し、保険契約締結の際に会社が定めます。保険契約を一部解約した場合は、基本保険金額を減額します。
保険年度	初年度は、契約日から契約日後に到来する契約日の年単位の応当日の前日までの1年間、次年度以降は、それぞれの契約日の年単位の応当日から次に到来する契約日の年単位の応当日の前日までの1年間をいいます。
保険金額	死亡保険金を支払う際の基準となる金額をいい、次のとおりとします。
	第1保険期間 積立金額
	第2保険期間 基本保険金額
	第3保険期間 各更改日の積立金額に基づき、各更改日における被保険者の年齢および性別ならびに積立利率に応じて計算した金額。なお、会社は、各更改日以後の保険金額を保険契約者に通知します。第3保険期間の保険金額は、第2保険期間の基本保険金額を下回らず、また、直前の更改日において計算した保険金額を下回りません。

第2条（通貨）

- この保険契約における通貨は、次の各号のうち会社の定める通貨とし、保険契約者は、保険契約締結の際、契約する通貨を選択することを要します。
 - アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
 - オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）
 - 日本円（以下「円」といいます。）
- 保険料の払込または保険金支払等、この保険契約に係る金銭の授受は、前項により保険契約者が選択した契約通貨をもって行います。

第3条（責任開始期）

- 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
 - 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
 - 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時
- 前項による会社の責任開始の日を契約日とします。
- 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を発行して、承諾の通知に代えます。
- 保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合は、保険契約の申込書等この保険契約の申込みをするために提出する書類（申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。）を会社の定める電子媒体で提出することができるものとします。

第4条（保険料の払込）

この保険契約の保険料払込方法は、一時払のみとします。

第5条（積立利率）

- 積立利率は、更改日に更改します。会社は、更改した積立利率を保険契約者に通知します。
- 積立利率は、契約日（ただし、更改日が到来している場合は、最後の更改日とします。以下、本条において同様とします。）における被保険者の年齢、積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利から1.0%を差し引いた率を下限とし指標金利に1.5%を加えた率を上限とする範囲で会社が定める利率から、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率（以下「諸費用」といいます。）を差し引いた利率とします。
- 指標金利は、契約日における被保険者の年齢に応じて、次の各号のとおりとします。ただし、当該金利が、将来の運用情勢の変化により算出されなくなったときまたは長期間にわたり当保険の運用対象と明らかに連

動しなくなったときなど当該金利を指標金利として用いることが適切でなくなったと会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を当保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(1) 契約通貨が米ドルの場合

被保険者の年齢	指標金利
39歳以下	積立利率適用期間に応じた残存期間のアメリカ合衆国国債の流通利回り
40歳以上49歳以下	残存期間が30年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
50歳以上80歳以下	残存期間が20年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
81歳以上	残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回り

(2) 契約通貨が豪ドルの場合

被保険者の年齢	指標金利
39歳以下	積立利率適用期間に応じた豪ドル金利スワップレート（固定受け）
40歳以上49歳以下	30年の豪ドル金利スワップレート（固定受け）
50歳以上80歳以下	20年の豪ドル金利スワップレート（固定受け）
81歳以上	10年の豪ドル金利スワップレート（固定受け）

(3) 契約通貨が円の場合

被保険者の年齢	指標金利
39歳以下	積立利率適用期間に応じた残存期間の日本国債の流通利回り
40歳以上49歳以下	残存期間が30年の日本国債の流通利回り
50歳以上80歳以下	残存期間が20年の日本国債の流通利回り
81歳以上	残存期間が10年の日本国債の流通利回り

4. 積立利率は、会社の定める最低保証積立利率を下回ることはありません。

第6条（死亡保険金）

1. この保険契約の死亡保険金は、次のとおりです。

	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日の保険金額。 ただし、被保険者が死亡した日の解約払戻金額を下回る場合には、解約払戻金額とします。	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始の日から、その日を含めて2年以内の被保険者の自殺 ②死亡保険金受取人の故意 ③保険契約者の故意 ④戦争その他の変乱

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
4. 第1項に規定する免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、次の払戻金を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。
 - (1) 免責事由が保険契約者の故意の場合
被保険者が死亡した日の解約払戻金額（ただし、当該死亡日における積立金額を上限とします。）
 - (2) 前号以外の場合
被保険者が死亡した日における積立金額
5. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したときでも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、影響の程度に応じて死亡保険金を削減して支払うか、または全額を支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、前項第2号の額を下回ることはありません。

第7条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の死亡保険契約の保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人（特約の付加により、年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。）があるときは、年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。）が、次のいずれかに該当する場合
 - ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④保険契約者、死亡保険金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) その他、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2. 会社は、保険金の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、この保険契約のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。）を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同様とします。）は支払いません。また、この場合に、すでに保険金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
- 3. 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または受取人に通知します。
- 4. 受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち1人に対して行った通知はその他の受取人に対してもその効力を有するものとします。
- 5. 本条の規定により保険契約を解除した場合は、会社は、次の各号の額を保険契約者に支払います。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
被保険者が死亡した日の解約払戻金（ただし、当該死亡日における積立金額を上限とします。）
 - (2) 前号以外るとき
会社が解除の通知を発信した日の解約払戻金（ただし、当該日における積立金額を上限とします。）
- 6. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、前項各号の額を保険契約者に支払います。

第8条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
- 2. 支払事由が生じた受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社へ提出して保険金を請求してください。
- 3. 保険金は、前項の必要書類が会社へ到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社へ到達したものと取り扱います。
- 4. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社へ提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、第3項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社へ到達した日の翌日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前号に規定する事項、第7条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社へ到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項第1号または第2号に規定する事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第3号に規定する事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号または第2号に規定する事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第3号に規定する事項に関し、保険契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第3号に規定する事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項第1号、第2号または第3号に規定する事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項第1号に規定する事項についての災害救助法が適用された地域における調査 90日
- 6. 前2項に掲げる必要な事項の確認をする場合には、保険金を請求した受取人に対し、確認事項および必要となる日数を通知します。
- 7. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、またその間は保険金を支払いません。

第9条（保険契約の解約および一部解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約の全部または一部を解約し、解約払戻金を請求することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の定める金額を下回る一部解約は取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 保険契約の一部解約は、当該申出を会社が受け付けた日から効力を生じるものとします。

第10条（詐欺による取り消しおよび不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約の締結をしたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。

第11条（解約払戻金）

1. 解約払戻金は、解約または一部解約の申し出を会社が受け付けた日（以下、解約の場合は「解約日」、一部解約の場合は「一部解約日」といいます。）を基準として別表2に定める方法により計算します。
2. 解約払戻金の支払時期および場所については、第8条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

第12条（死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者（その承継者を含みます。以下、本条において同様とします。）は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で死亡保険金受取人を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。
2. 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
3. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が支払事由の発生以前に死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
4. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
5. 第1項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。
6. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第13条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、第1項に規定する遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

第14条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 前項の場合、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
3. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。

第15条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）

1. 保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限りあらためて代表者1人を定めてください。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、保険契約について会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
3. 前2項の規定は、死亡保険金受取人が2人以上ある保険契約において、それらの者が保険金を請求する場合に準用します。

第16条（保険契約者の連帯責任）

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。

第 17 条（保険契約者の住所等の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときには、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第 18 条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第 19 条（被保険者の職業、転居および旅行）

保険契約継続中に被保険者がいかなる職業に従事したはどこに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除をせず、保険契約上の責任を負います。

第 20 条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約日における契約年齢は満年で計算し、1 年未満の端数は切捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに 1 歳を加えて計算します。

第 21 条（年齢または性別の誤りの処理）

1. 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の取扱範囲外のときには、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときには実際の年齢に基づいて会社の定める方法により処理を行い保険契約は有効に継続します。
2. 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて会社の定める方法により処理を行い保険契約は有効に継続します。

第 22 条（時効）

保険金、解約払戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から 3 年間行使しない場合には消滅します。

第 23 条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金、解約払戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険契約者もしくは死亡保険金受取人（保険契約者または死亡保険金受取人が 2 人以上いるときは、その代表者として）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

第 24 条（保険金受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約の通知が行われた場合でも、通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の規定により保険金受取人が会社に通知を行う場合は、必要書類（別表 1）を会社に提出してください。
4. 第 1 項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第 2 項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第 2 項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を受取人に支払います。

第 25 条（年金移行特約（定額保険用）が付加された場合の特則）

年金移行特約（定額保険用）が付加された場合、同特約の付加日以後は保険契約の一部解約の取扱いはい行いません。

第 26 条（初期死亡円保証特約が付加された場合の特則）

初期死亡円保証特約が付加された場合で保険契約の一部解約をしたときは、初期死亡円保証特約に定める死亡保険金を支払う場合の取扱の規定にかかわらず、同特約の最低保証額に関する規定のうち、一時払保険料とは、基本保険金額の減額に応じて一時払保険料を減額した後の金額とします。

第 27 条（引出自在型終身保障特約が付加された場合の特則）

引出自在型終身保障特約が付加された場合、保険契約の一部解約の取扱いはいりません。

認知症介護三大疾病保障特則

第 1 条（特則の適用）

1. 認知症介護三大疾病保障特則（以下「特則」といいます。）は、保険契約の締結の際、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、適用することができます。
2. 保険契約者はこの特則適用の申出の際、会社の定める取扱範囲内で、特則保険金額（認知症介護保険金および三大疾病保険金（総称して「特則保険金」といいます。以下、同様とします。）を支払う際の金額のことをいいます。以下、同様とします。）を指定してください。
3. 前項に定めるほか、保険契約者は、特則保険金額を指定せず、会社の定める取扱範囲内で、特則保険金額の基本保険金額に対する割合（以下「特則保障割合」といいます。）または一時払保険料のうちこの特則の保障に対応する保険料（以下、「特則保険料」といいます。）を指定することができます。この場合、特則保険金額は、次の各号のとおりとします。
 - (1) 特則保障割合を指定する場合
基本保険金額に特則保障割合を乗じた金額とします。
 - (2) 特則保険料を指定する場合
特則保険料および特則第 2 条（特則部分の積立利率）に規定する積立利率等により計算し、会社が定めるものとします。
4. 保険契約を一部解約した場合、特則保険金額は、基本保険金額の減額に応じて減額されるものとします。
5. 通貨選択型終身保険（保障抑制期間設定型）の普通保険約款（この特則以外の部分とし、以下「本則」といいます。）第 1 条（用語の説明）の規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険期間は、第 1 保険期間を 0 年、第 2 保険期間を終身とします。
 - (2) 積立金額は、将来の保険金を支払うために積み立てる金額のことをいい、次のとおりとします。
 - ①一時払保険料、特則第 2 条（特則部分の積立利率）に規定する積立利率、経過した年月数および特則保険金額等により計算した金額を、特則部分の積立金額とします。
 - ②一時払保険料、本則第 5 条（積立利率）に規定する積立利率、経過した年月数および特則保険金額等により計算した金額を、本則部分の積立金額とします。
 - ③保険契約の一部解約により基本保険金額を減額した場合、①および②の積立金額は、基本保険金額の減額に応じて減額されるものとします。
 - (3) 基本保険金額は、一時払保険料、本則第 5 条に規定する積立利率、特則第 2 条に規定する積立利率および特則保険金額等により計算し、保険契約締結の際に会社が定めます。保険契約を一部解約した場合は、基本保険金額を減額します。
6. 解約払戻金は、本則第 11 条（解約払戻金）第 1 項の規定にかかわらず、別表 3 に定める方法により計算します。

第 2 条（特則部分の積立利率）

1. 特則部分の積立利率は、契約日における被保険者の年齢および契約通貨に応じた特則の指標金利から 1.0% を差し引いた率を下限とし特則の指標金利に 1.5% を加えた率を上限とする範囲で会社が定める利率から、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率（「特則の諸費用」といいます。）を差し引いた利率とします。
2. 特則の指標金利は、契約日における被保険者の年齢に応じて次のとおりとします。ただし、当該金利が、将来の運用情勢の変化により算出されなくなったときまたは長期間にわたり当保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど当該金利を特則の指標金利として用いることが適切でなくなったと会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、特則の指標金利を当保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、変更日の 2 か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
 - (1) 契約通貨が米ドルの場合

被保険者の年齢	指標金利
40 歳以上 49 歳以下	残存期間が 20 年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
50 歳以上 80 歳以下	残存期間が 10 年のアメリカ合衆国国債の流通利回り

(2) 契約通貨が豪ドルの場合

被保険者の年齢	指標金利
40 歳以上 49 歳以下	20 年の豪ドル金利スワップレート（固定受け）
50 歳以上 80 歳以下	10 年の豪ドル金利スワップレート（固定受け）

(3) 契約通貨が円の場合

被保険者の年齢	指標金利
40 歳以上 49 歳以下	残存期間が 20 年の日本国債の流通利回り
50 歳以上 80 歳以下	残存期間が 10 年の日本国債の流通利回り

3. 特則部分の積立利率は、会社の定める最低保証積立利率を下回ることはありません。

第3条（疾病の定義および診断確定）

1. この特則において「認知症」とは、別表4に定める認知症をいいます。
2. 認知症の診断確定は、別表4の定めによってなされることを要します。
3. この特則において「ガン」、「心疾患」および「脳血管疾患」とは、それぞれ別表5に定めるガン、心疾患および脳血管疾患をいいます。
4. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

第4条（責任開始期）

この特則が適用された場合、本則第3条（責任開始期）第1項の規定にかかわらず、責任開始期は、次のとおりとします。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
- (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

第5条（認知症給付責任開始日およびガン給付責任開始日）

1. 認知症による認知症介護保険金の支払いおよびガンによる三大疾病保険金の支払いについては、会社は、認知症給付責任開始日およびガン給付責任開始日から保険契約上の責任を負います。
2. 認知症給付責任開始日は、特則第4条（責任開始期）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて181日目とします。
3. ガン給付責任開始日は、特則第4条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて91日目とします。

第6条（認知症介護保険金、三大疾病保険金および死亡保険金）

1. 本則第6条（死亡保険金）の規定にかかわらず、この保険契約の保険金の支払いは、次のとおりとします。

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(1) 認知症介護保険金	被保険者が次のいずれかに該当したとき ① 認知症給付責任開始日以後に発病した疾病（備考に定めるところによります。）または発生した傷害を原因として、認知症給付責任開始日以後の保険期間中に認知症と診断確定されたとき ② 責任開始期以後に発病した疾病（備考に定めるところによります。以下、同様とします。）または発生した傷害を原因として、保険期間中に、公的介護保険制度（別表6）における要介護1以上の状態（別表7）に該当し、要介護認定において要介護1以上との認定を受け、その認定の有効期間中であること	被保険者が支払事由に該当した日の特則保険金額。ただし、被保険者が支払事由に該当した日の特則部分の解約払戻金額を下回る場合は、特則部分の解約払戻金額とします。	被保険者	次のいずれかにより左記の支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存（備考に定めるところによります。） ④ 戦争その他の変乱
(2) 三大疾病保険金	被保険者が次のいずれかに該当したとき ① ガン給付責任開始日以後に初めてガンと診断確定されたとき ② 次の条件をすべて満たす入院をしたとき a. 責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする別表8に定める入院であること b. 心疾患または脳血管疾患の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下、同様とします。）であること c. 別表9に定める病院または診療所における入院であること	被保険者が支払事由に該当した日の特則保険金額。ただし、被保険者が支払事由に該当した日の特則部分の解約払戻金額を下回る場合は、特則部分の解約払戻金額とします。	被保険者	—
(3) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日の基本保険金額。ただし、被保険者が死亡した日の解約払戻金額を下回る場合には、解約払戻金額とします。	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ① 責任開始の日から、その日を含めて2年以内の被保険者の自殺 ② 死亡保険金受取人の故意 ③ 保険契約者の故意 ④ 戦争その他の変乱

2. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、

前項第1号および第2号の受取人の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者を特則保険金の受取人とすることができます。

3. 特則保険金の受取人を前2項に定める以外の者に変更することはできません。
4. 認知症介護保険金の支払事由の②について、要介護認定において要介護1以上との認定を受け、その認定が効力を生じた日を、認知症介護保険金の支払事由の②に該当したときとします。
5. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した傷害を原因として責任開始期以後に認知症介護保険金の支払事由の②に該当する状態に該当した場合でも、その疾病または傷害に関して特則第9条（告知義務違反による解除）に定める告知義務違反がないときは、その疾病または傷害は責任開始期以後に生じたものとみなします。
6. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に認知症介護保険金の支払事由の②に該当する状態に該当した場合でも、会社が、保険契約の締結の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因としてその状態に該当したものとみなして、本条の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
7. 被保険者が心疾患および脳血管疾患以外の疾病または傷害による入院中に心疾患または脳血管疾患の治療を受けたときは、その治療を開始した日からその心疾患または脳血管疾患の治療を目的として入院したものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その心疾患または脳血管疾患のみによっても入院する必要があるときに限ります。
8. 被保険者が責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因として責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患によるものとみなします。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
 - (2) 原因となった心疾患または脳血管疾患について、保険契約者または被保険者が特則第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその心疾患または脳血管疾患を知っていたとき
 - (3) 原因となった心疾患または脳血管疾患について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その心疾患または脳血管疾患による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
9. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
10. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
11. 死亡保険金の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、次の払戻金を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。
 - (1) 免責事由が保険契約者の故意の場合
被保険者が死亡した日の解約払戻金額（ただし、当該死亡日における積立金額を上限とします。）
 - (2) 前号以外の場合
被保険者が死亡した日における積立金額
12. 被保険者が戦争その他の変乱によって認知症介護保険金の支払事由に該当または死亡したときでも、その原因により認知症介護保険金の支払事由に該当または死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、影響の程度に応じて認知症介護保険金または死亡保険金を削減して支払うか、または全額を支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、次の各号の額を下回ることはありません。
 - (1) 認知症介護保険金の場合
被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した日における特則部分の積立金額
 - (2) 死亡保険金の場合
被保険者が死亡した日における積立金額
13. 特則保険金の支払は、保険期間を通じて1回を限度とします。
14. 認知症介護保険金を支払った場合には、その支払い後に三大疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
15. 三大疾病保険金を支払った場合には、その支払い後に認知症介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
16. 死亡保険金を支払った場合には、その支払い後に認知症介護保険金または三大疾病保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
17. 特則保険金を支払った後は、死亡保険金の支払額の規定にかかわらず、死亡保険金の支払額は、被保険者が死亡した日の基本保険金額から特則保険金額を控除した残額とします。ただし、被保険者が死亡した日の本則部分の解約払戻金を下回る場合には、本則部分の解約払戻金とします。

第7条（公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的介護保険制度の改正（以下「公的介護保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、認知症介護保険金の支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、認知症介護保険金の支払事由を変更するときは、会社は、認知症介護保険金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知ができない場合には、変更日前に通知します。

第8条（告知義務）

保険契約の締結の際、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同様とします。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。ただし、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、保険金を支払います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同様とします。）が、保険契約者または被保険者が特則第8条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が特則第8条の規定により会社が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより保険金の支払が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、特則第8条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、保険契約を解除することができます。
3. 第1項第5号の規定にかかわらず、責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したことにより保険契約を解除できない場合であっても、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に認知症介護保険金の支払事由の②に定める要介護1以上の状態に該当したとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより該当した場合を含みます。）は、会社は、この保険契約を解除することができます。

第11条（認知症給付責任開始日前またはガン給付責任開始日前に認知症またはガンの支払事由に該当した場合の取扱）

1. 被保険者が、告知前または告知の時から認知症給付責任開始日の前日までに発病した疾病または発生した傷害を原因として認知症と診断確定された場合には、この特則の認知症による認知症介護保険金は支払いません。
2. 被保険者が、告知前または告知の時からガン給付責任開始日の前日までにガンと診断確定されていた場合には、この特則のガンによる三大疾病保険金は支払いません。
3. 前2項の場合で、認知症の原因となった疾病が発病または傷害が発生した日またはガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この保険契約を終身保険契約に変更することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) この保険契約の締結は行われず、責任開始期にさかのぼって契約通貨をこの保険契約と同一とする終身保険契約が締結されたものとして、保険契約の保障内容を改めます（以下、本項において、この終身保険契約を「変更後の保険契約」といいます。）。このとき、変更後の保険契約について、本則第5条（積立利率）に規定する積立利率を適用した場合に計算される基本保険金額がこの保険契約の基本保険金額以下となる一時払保険料のうち、最大の金額が払い込まれたものとして、一時払保険料を改め、すでに払い込まれた一時払保険料の差額の精算については、本則第2条（通貨）第2項に従って、超過分があれば保険契約者に払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、円入金特約または外貨入金特約が付加されている場合に保険契約者から一時払保険料を払い込んだ通貨をもって精算する旨の申出があったときは、その申出を会社が受け付けた日における会社の定める為替レートをを用いて当該差額を換算して、それぞれ該当する通貨をもって該当する払戻または領収を行うものとします。
 - (2) 前号により改められた一時払保険料および前号の積立利率に基づいて、変更後の保険契約の基本保険金額等を計算し、改めます。

- (3) 変更後の保険契約は、特則保険金および特則保険料等がないものとして、本則およびこの特則の規定を適用します。このとき、この特則の、特則保険金額、特則保障割合および特則保険料に関する規定、特則部分の積立金額に関する規定、特則部分の解約払戻金に関する規定、特則部分の積立利率および指標金利に関する規定、認知症介護保険金および三大疾病保険金に関する規定ならびに公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更に係る規定は適用しません。
4. 特則第9条（告知義務違反による解除）または特則第12条（重大事由による解除）の規定により保険契約が解除される場合には、前項の取扱は行いません。

第12条（重大事由による解除）

この特則を適用した保険契約の重大事由による解除については、本則第7条（重大事由による解除）の規定のほか、次の各号の規定を適用します。

- (1) 会社は、保険契約者、被保険者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（死亡保険金を除きます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 会社は、この保険契約の保険金の請求に関し、受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があった場合にはこの保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (3) 会社は、保険金の支払事由が発生した後においても、本条の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、重大事由による解除事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金は支払いません。また、この場合に、すでに保険金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。

第13条（請求手続）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求してください。
3. 前2項のほか、保険金の請求については、本則第8条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。この場合、次の各号のとおりとします。
 - (1) 保険金を支払うために確認が必要な場合、保険契約の締結時から保険金を請求する時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときに行う事項の確認には、会社の指定した医師による診断を含みます。
 - (2) 保険金を支払うために確認が必要な場合、およびその場合に確認する事項として次を追加します。また、これらの確認する事項について特別な照会や調査が不可欠な場合の保険金を支払うべき期限については、本則第8条の規定を適用します。

確認が必要な場合	確認する事項
①告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
②認知症と診断確定された原因となる疾病または傷害が認知症給付責任開始日前に生じていた可能性がある場合	認知症と診断確定された原因となる疾病または傷害が認知症給付責任開始日前に生じていた事実の有無
③ガン給付責任開始日前にガンと診断確定されていた可能性がある場合	ガン給付責任開始日前にガンと診断確定されていた事実の有無

第14条（特則保険金の受取人の変更）

1. 特則保険金の受取人が保険契約者の場合において、死亡保険金受取人の変更または保険契約者の変更が行われたときは、特則保険金の受取人は同時に被保険者に変更されます。
2. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、特則保険金の受取人を保険契約者または被保険者に変更することができます。
3. 前項、本則第12条（死亡保険金受取人の変更）第1項の通知および本則第14条（保険契約者の変更）第2項の必要書類の発信後その通知および必要書類が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の特則保険金の受取人に特則保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の特則保険金の受取人から特則保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 特則保険金の受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第15条（特則の解約および消滅）

1. この特則のみの解約および一部解約は取り扱いません。
2. 次のいずれかの場合は、この特則は消滅します。
 - (1) 年金移行特約（定額保険用）が付加されたとき
 - (2) 終身移行特約が付加されたとき

第16条（指定代理請求特約が付加されている場合の特則）

指定代理請求特約が付加されている場合、同特約に定める「年金」は「認知症介護保険金または三大疾病保険金」と読み替えます。

第 17 条（円支払特約が付加されている場合の特則）

円支払特約が付加されている場合、特則保険金の支払いにあたっては、同特約に定める「死亡保険金」は「認知症介護三大疾病保障特則に定める特則保険金」と読み替えます。

備考

1. 責任開始期以後に発病した疾病
「責任開始期以後に発病した疾病」（認知症介護保険金の支払事由の①については「認知症給付責任開始日以後に発病した疾病」とします。）とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期（認知症介護保険金の支払事由の①については「認知症給付責任開始日」とします。）前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。
 - (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
 - (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
 - (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合
2. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD - 10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中の基本分類コード F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
3. 治療を目的とした入院
美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

別表 1 必要書類

項目	提出書類
1. 死亡保険金 (本則第 6 条、本則第 8 条、特則第 6 条、特則第 13 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
2. 解約および一部解約 (本則第 9 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
3. 死亡保険金受取人の変更 (本則第 12 条、本則第 13 条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 遺言による変更の場合はその遺言 (5) 遺言による変更の場合は被保険者の同意書面
4. 保険契約者の変更 (本則第 14 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ①旧保険契約者の戸籍抄本 ②保険契約者代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書
5. 保険金受取人による保険契約の存続 (本則第 24 条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券 (3) 保険金受取人の印鑑証明書 (4) 債権者等が発行した領収書 (5) 保険契約者の同意書面
6. 認知症介護保険金 (特則第 6 条、特則第 13 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類 (5) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 認知症介護保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
7. 三大疾病保険金 (特則第 6 条、特則第 13 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 三大疾病保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
8. 特則保険金の受取人の変更 (特則第 14 条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
9. 認知症給付責任開始日またはガン給付責任開始日前に認知症またはガンの支払事由に該当した場合の取扱 (特則第 11 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 会社所定の様式による医師の診断書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表 2 解約払戻金

○解約払戻金額は、積立金額をもとに、会社の定める方法により、次のとおり計算します。

解約払戻金額＝市場調整価格－解約控除額

1. 市場調整価格

市場調整価格は次の算式によって計算される額とします。

市場調整価格＝解約日（保険契約の一部解約の場合は、一部解約日とします。以下、同様とします。）の積立金額－市場調整額

保険契約の一部解約により基本保険金額を減額した場合、積立金額とは、積立金額のうち基本保険金額の減額に応じて減額される部分の金額とします。以下、同様とします。

市場調整額は次のとおりとします。ただし、解約日が更改日である場合および解約日が契約日（更改日が到来している場合は、最後の更改日）から起算して 30 年後に到来する契約日の年単位の応当日以後である場合または解約日が被保険者の年齢が 100 歳に到達する契約日の年単位の応当日以後である場合は、市場調整額は 0 とします。

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の積立金額} \times \left\{ 1 - \left[\frac{1+i}{1+j} \right]^{\frac{\text{残存月数}}{12}} \right\}$$

各要素は次のとおりです。

- ・ i は、適用中の積立利率の計算に用いた指標金利です。
- ・ j は、契約日または直前の更改日における被保険者の年齢に応じて、次のとおりとします。
 - ・ 契約日または直前の更改日のいずれか遅い日における被保険者の年齢が 39 歳以下の場合

解約日において、この保険契約に適用している積立利率適用期間および契約通貨が同じ保険契約を新たに契約締結したと仮定した場合の第5条（積立利率）に定める指標金利

- ・ 契約日または直前の更改日のいずれか遅い日における被保険者の年齢が40歳以上の場合
解約日において、契約日または直前の更改日のいずれか遅い日における被保険者の年齢および契約通貨が同じ保険契約を新たに契約締結したと仮定した場合の第5条に定める指標金利
- ・ 残存月数は、契約日または直前の更改日における被保険者の年齢に応じて、次のとおりとします。
- ・ 契約日または直前の更改日のいずれか遅い日における被保険者の年齢が39歳以下の場合
解約日から更改日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.8
- ・ 契約日または直前の更改日のいずれか遅い日における被保険者の年齢が40歳以上の場合
解約日から被保険者の年齢が100歳に到達する契約日の年単位の応当日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.5

2. 解約控除額

解約控除額は、次の算式によって計算される額とします。

解約控除額＝一時払保険料×解約控除率

保険契約の一部解約により基本保険金額を減額した場合、一時払保険料とは、基本保険金額の減額に応じて一時払保険料を減額したときに減額される部分の金額とします。ただし、すでに基本保険金額の減額が行われている場合は、すでに行われた基本保険金額の減額に応じて一時払保険料を減額した後の金額から減額したときに、減額される部分の金額とします。

解約控除率は、契約日から解約日までの経過年数に応じて会社の定める率とします。

別表3 解約払戻金

- 認知症介護三大疾病保障特則を適用した保険契約の解約払戻金額は、積立金額をもとに、会社の定める方法により、次のとおり計算します。

解約払戻金額＝特則部分の解約払戻金額＋本則部分の解約払戻金額

- ・ 特則部分の解約払戻金額＝特則部分の市場調整価格－特則部分の解約控除額
- ・ 本則部分の解約払戻金額＝本則部分の市場調整価格－本則部分の解約控除額

ただし、特則保険金の支払い後の特則部分の解約払戻金額は0とします。

1. 特則部分の市場調整価格

特則部分の市場調整価格は次の算式によって計算される額とします。

特則部分の市場調整価格＝解約日（保険契約の一部解約の場合は、一部解約日とします。以下、同様とします。）の特則部分の積立金額－市場調整額

保険契約の一部解約により基本保険金額を減額した場合、特則部分の積立金額とは、特則部分の積立金額のうち基本保険金額の減額に応じて減額される部分の金額とします。以下、同様とします。

市場調整額は次のとおりとします。ただし、解約日が契約日から起算して30年後に到来する契約日の年単位の応当日以後である場合または解約日が被保険者の年齢が100歳に到達する契約日の年単位の応当日以後である場合は、市場調整額は0とします。

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の特則部分の積立金額} \times \left\{ 1 - \left[\frac{1+i'}{1+j'} \right]^{\frac{\text{残存月数}}{12}} \right\}$$

各要素は次のとおりです。

- ・ i' は、適用中の積立利率の計算に用いた特則第2条（特則部分の積立利率）に定める指標金利です。
- ・ j' は、解約日において、契約日における被保険者の年齢および契約通貨が同じ保険契約を締結したと仮定した場合の特則第2条に定める指標金利です。
- ・ 残存月数は、解約日から被保険者の年齢が100歳に到達する契約日の年単位の応当日までの月数（端数日は切り上げます。）×0.3とします。

2. 特則部分の解約控除額

特則部分の解約控除額は、次の算式によって計算される額とします。

特則部分の解約控除額＝特則保険料×解約控除率

保険契約の一部解約により基本保険金額を減額した場合、特則保険料とは、基本保険金額の減額に応じて特則保険料を減額したときに減額される部分の金額とします。ただし、すでに基本保険金額の減額が行われている場合は、すでに行われた基本保険金額の減額に応じて特則保険料を減額した後の金額から減額したときに、減額される部分の金額とします。

解約控除率は、契約日から解約日までの経過年数に応じて会社の定める率とします。

3. 本則部分の市場調整価格

本則部分の市場調整価格は次の算式によって計算される額とします。

本則部分の市場調整価格＝解約日の本則部分の積立金額－市場調整額

保険契約の一部解約により基本保険金額を減額した場合、本則部分の積立金額とは、本則部分の積立金額のうち基本保険金額の減額に応じて減額される部分の金額とします。以下、同様とします。

市場調整額は次のとおりとします。ただし、解約日が契約日から起算して30年後に到来する契約日の年単位の応当日以後または解約日が被保険者の年齢が100歳に到達する契約日の年単位の応当日以後である場合は、市場調整額は0とします。

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の本則部分の積立金額} \times \left\{ 1 - \left[\frac{1+i}{1+j} \right]^{\frac{\text{残存月数}}{12}} \right\}$$

各要素は次のとおりです。

- ・ i は、適用中の積立利率の計算に用いた本則第 5 条（積立利率）に定める指標金利です。
- ・ j は、解約日において、契約日における被保険者の年齢および契約通貨が同じ保険契約を締結したと仮定した場合の本則第 5 条に定める指標金利です。
- ・ 残存月数は、解約日から被保険者の年齢が 100 歳に到達する契約日の年単位の応当日までの月数（端数は切り上げます。）× 0.5 とします。

4. 本則部分の解約控除額

本則部分の解約控除額は、次の算式によって計算される額とします。

本則部分の解約控除額＝本則保険料×解約控除率

本則保険料は、一時払保険料のうち特別保険料を除いた金額とします。

保険契約の一部解約により基本保険金額を減額した場合、本則保険料とは、基本保険金額の減額に応じて本則保険料を減額したときに減額される部分の金額とします。ただし、すでに基本保険金額の減額が行われている場合は、すでに行われた基本保険金額の減額に応じて本則保険料を減額した後の金額から減額したときに、減額される部分の金額とします。

解約控除率は、契約日から解約日までの経過年数に応じて会社の定める率とします。

別表 4 対象となる認知症

1. 対象となる認知症とは、つぎの (1) および (2) のいずれにも該当している場合をいいます。
 - (1) 医師により器質性認知症と診断されていること
 - (2) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当していること
2. 上記 1. (1) の器質性認知症の診断は、つぎの (1) および (2) の検査によってなされることを要します。
 - (1) 認知機能検査
 - (2) 画像検査
3. 上記 2. の検査がなされない場合で、他の所見によって器質性認知症と医師により診断され、その診断の根拠が明らかであるときは、会社は、上記 2. の検査を行わない診断を認めることがあります。

備考（別表 4）

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- ③ 平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD - 10（2013 年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F 00
○血管性認知症	F 01
○ピック病の認知症	F 02.0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
○ハンチントン病の認知症	F 02.2
○パーキンソン病の認知症	F 02.3
○ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
○詳細不明の認知症	F 03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 （レヴィ小体型認知症に限りません。）	G 31.8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD - 10（2013 年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) (1) の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表5 対象となるガン、心疾患、脳血管疾患

1. 対象となるガン、心疾患、脳血管疾患の範囲は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
ガン	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 15～C 26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 30～C 39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C 43～C 44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C 50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C 64～C 68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 69～C 72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C 81～C 96
心疾患	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 97
	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	虚血性心疾患	I 20～I 25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I 26～I 28
	その他の型の心疾患	I 30～I 52
脳血管疾患	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60～I 69

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。
なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特則において対象となるガンとします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特則において対象となるガンとなります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D 45
骨髄異形成症候群	D 46
慢性骨髄増殖性疾患	D 47.1
本態性（出血性）血小板血症	D 47.3
骨髄線維症	D 47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D 47.5

別表 6 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表 7 要介護 1 以上の状態

「要介護 1 以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年 4 月 30 日厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項に定める要介護 1 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

別表 8 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表 9 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 9 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設、介護老人福祉施設および介護医療院ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。

第2条 (死亡保険金を支払う場合の取扱)

1. この特約を付加した主契約については、会社が定める保証期間中に支払事由が生じた場合の死亡保険金の支払額は次の各号の金額のうち、いずれか大きい額とします。
 - (1) 主約款に定める死亡保険金を、会社が死亡保険金受取人からの請求に関する所定の必要書類を受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて円に換算した金額
 - (2) 最低保証額
2. 最低保証額は、次のとおりとします。
 - (1) 円入金特約により一時払保険料を円により払い込んでいた場合
円により払い込まれた一時払保険料の額
 - (2) 外貨入金特約により一時払保険料を主契約の契約通貨と異なる外貨（本号において「払込外貨」といいます。）により払い込んでいた場合
払込外貨により払い込まれた一時払保険料に保険料受領日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同様とします。）における会社の定める為替レートを用いて円に換算した金額
 - (3) 前2号以外の場合
一時払保険料に保険料受領日における会社の定める為替レートを用いて円に換算した金額
3. 第1項の会社の定める為替レートは、第1項において規定する為替レートの適用日における、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. 第2項の会社の定める為替レートは、第2項において規定する為替レートの適用日における、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

第3条 (特約の不適用)

次のいずれかの場合は、この特約の規定は適用されません。

- (1) 年金移行特約（定額年金保険用）が付加されたとき
- (2) 主契約に円建定額終身移行特約が付加され、主契約が円建終身保障に移行したとき
- (3) 主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約が介護年金に移行したとき

第4条 (特約の解約)

この特約のみの解約は取り扱いません。

第5条 (主約款の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第1条（特約の付加）

- この特約は主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部を年金支払に移行する旨の保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。
- この特約の付加日は、会社が必要書類を受け付けた日の翌日とします。
- 第1項の規定にかかわらず、次の場合はこの特約を付加することはできません。
 - 年金額が会社の定める金額に満たないとき
 - 主契約の契約日から起算して1年を経過していないとき
 - この特約の付加日における被保険者の年齢が会社の定める取扱範囲外であるとき
- この特約の付加日以後は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める次の取扱いは行いません。
 - 死亡保険金の支払
 - 保険契約の解約
 - 基本保険金額の増額
- この特約が付加されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

第2条（年金支払開始日および年金支払日）

- 年金支払開始日は、この特約の付加日とします。
- 年金支払日は次のとおりとします。
 - 第1回年金支払日
年金支払開始日
 - 第2回以後の年金支払日
年金支払開始日の毎年の応当日

第3条（年金額）

- 年金額は、付加日における主契約の解約払戻金相当額を年金原資として、年金支払開始日における会社の定める率で計算した金額とします。
- 年金額が会社の定める上限金額を超える場合には上限金額を年金額とし、この金額を超える部分については、第1回の年金に合わせて一時金で年金受取人に支払います。

第4条（年金の種類および支払年金額）

- 年金の種類は次のとおりとし、この特約の付加の際、保険契約者の申出によって定めます。
 - 確定年金

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	第3条に規定する年金額	年金受取人
死亡一時金	被保険者が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	被保険者の死亡した日における将来の年金の現価に相当する金額	年金受取人

(2) 年金総額保証付終身年金

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	①被保険者が、年金支払日に生存しているとき ②被保険者が、年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金の合計額が年金支払開始時の年金原資の額より少ないとき	第3条に規定する年金額 ただし、左記②の支払事由による最後の年金額は、年金支払開始時の年金原資の額からすでに支払った年金の合計額を控除した額	年金受取人

- 第1項において、確定年金における死亡一時金の支払事由に該当する場合、年金受取人から請求があったときは、死亡一時金の支払に代えて、年金支払期間満了時まで引き続き年金を支払います。この場合、年金支払期間満了時に保険契約は消滅します。
- 被保険者が年金支払開始日に生存している場合、年金支払開始日に、年金受取人は、年金の支払に代えて、年金支払開始日における年金原資の一括支払を請求することができます。この場合、保険契約は年金原資の一括支払を行なった時に消滅します。

第5条（年金の一括支払）

- 年金受取人は、年金の種類に応じて、将来の年金の支払に代えて、次の金額の一括支払（この取扱を以下「年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合、年金支払開始時の年金原資の額から、すでに支払った年金の合計額を控除した残額がある場合に限ります。
 - 確定年金
将来の年金の現価に相当する金額。この場合、保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。
 - 年金総額保証付終身年金

第4条第1項第2号に定める支払事由②に該当したものととして支払う将来の年金（この段落において「受取保証部分」といいます。）の現価に相当する金額。この場合、一括支払を行ったときでも、受取保証部分の最後の年金支払日以後の年金支払はそのまま存続します。ただし、受取保証部分の最後の年金支払日における年金額は、年金支払開始時の年金原資の額から、一括支払を行わず受取保証部分の最後の年金支払日の前日までに支払う年金の合計額を控除した額を、第3条に規定する年金額から差し引いた額となります。ここで、受取保証部分の最後の年金支払日とは、年金支払開始時の年金原資の額を年金額で除して小数以下切り上げて算出された値の年金支払回数に当たる年金支払日をいいます。

2. 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第6条（年金受取人および後継年金受取人の指定）

1. 年金受取人は保険契約者とします。ただし、保険契約者は、被保険者の同意を得て、年金受取人を被保険者とすることができます。
2. 保険契約者はこの特約の付加の際に、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を指定してください。
3. 年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。（以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。）
4. 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に第10条の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行います。
 - (1) 被保険者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
被保険者の配偶者
 - (3) 第1号または前号に該当する者がいない場合
年金受取人の法定相続人
5. 本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
6. 年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、新たに、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を指定してください。

第7条（年金等の請求、支払時期および支払場所）

1. 年金または一時金（以下、本条において「年金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた年金受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して年金等を請求してください。
3. 年金等は、前項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものととして取り扱います。
4. 年金の支払事由が生じる前に第2項の必要書類が会社に到達したときは、支払事由が生じた日に当該必要書類が会社に到達したものととして取り扱います。
5. 年金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の付加時から年金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、第3項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の年金等の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 年金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
年金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 主約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前号に規定する事項、重大事由に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実
6. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第5項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項第1号または第2号に規定する事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第3号に規定する事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号または第2号に規定する事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第3号に規定する事項に関し、保険契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第3号に規定する事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項第1号、第2号または第3号に規定する事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項第1号に規定する事項についての災害救助法が適用された地域における調査 90日
7. 前2項に掲げる必要な事項の確認をする場合には、年金等を請求した受取人に対し、確認事項および必要と

なる日数を通知します。

- 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、またその間は年金等を支払いません。

第8条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第9条（年金の種類等の変更）

年金の種類および年金支払期間を変更することはできません。

第10条（年金受取人および後継年金受取人の変更）

- 年金受取人は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
- 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。
- 前2項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。
- 第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に年金または一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。
- 前項の年金受取人および後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 前2項による年金受取人および後継年金受取人の変更は、第5項に規定する遺言が効力を生じた後、年金受取人の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

第11条（年金受取人による保険契約上の権利義務の承継）

この特約の付加日に、年金受取人は、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第12条（年金受取人の代表者）

- 年金受取人が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限りあらためて代表者1人を定めてください。
- 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の年金受取人に対しても効力を有するものとします。

第13条（年金受取人の住所等の変更）

- 年金受取人が住所または通信先を変更したときには、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
- 第1項の通知をしなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

第14条（年金の通貨の変更）

- 保険契約者または年金受取人（指定代理請求特約が付加されている場合は、同特約により年金受取人の代理人として年金を請求する指定代理請求人を含みます。以下、本条において同様とします。）は、この特約付加の際に、会社の定める取扱範囲内で、年金の通貨を変更することができます。この場合には、年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて年金原資を変更後の通貨に換算します。
- 保険契約者または年金受取人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

第15条（時効）

年金または死亡一時金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

第 16 条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款の規定を準用します。

別表 1 必要書類

項目	提出書類
年金の一括支払 (第 5 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本
年金・死亡一時金の支払 (第 4 条、第 7 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡一時金支払の場合は、会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
年金受取人および後継年金受取人 の変更 (第 10 条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ①旧年金受取人の戸籍謄本 ②年金受取人代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書
年金の通貨の変更 (第 14 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第1条 (特約の締結)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）締結の際もしくは締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。
- 年金受取人からの請求に基づき、年金支払開始日以後は、介護年金に移行し、主約款等に定める次の取扱いを行います。
 - 特別勘定による運用
 - 死亡保険金および災害死亡保険金の支払
 - 保険契約者に対する貸付
 - 保険契約の解約および一部解約
 - 基本保険金額の増額

第2条 (年金支払開始日および年金支払日)

- 年金支払開始日は、主契約の契約日からその日を含めて1年経過後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日以後で、第4条第1項の介護年金の第1回の支払事由に該当し、会社が必要書類（別表1）を受け付けた日の翌日とします。
- 年金支払日は次のとおりとします。
 - 第1回年金支払日
年金支払開始日
 - 第2回以後の年金支払日
年金支払開始日の毎年の応当日
- 第1回の介護年金を支払う場合には、年金証書を年金受取人に交付します。

第3条 (年金額)

- 年金額は、年金支払開始日（ただし、主契約が変額保険の場合は「年金開始日の前日」とします。以下、第10条第1項の為替レートの定めにおいて同様とします。）における主契約の解約払戻金相当額（主約款に規定する貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた額）を年金原資として、年金支払開始日における会社の定める率で計算した金額とします。ただし、年金額が会社の定める額に満たないときまたは年金支払開始日における被保険者の年齢が会社の定める取扱範囲外であるときは、介護年金に移行することはできません。また、年金額が、会社の定める上限額を超えるときは、上限額を年金額とし、この金額を超える部分については、第1回の介護年金にあわせて一時金で年金受取人に支払います。
- 主契約に運用成果払出特約が付加されている場合、年金支払開始日が主契約における契約日の年単位の応当日の翌日にあたり、かつ、同特約に規定する払戻金があるときは、前項に規定する解約払戻金相当額から同特約に規定する払戻金の額を控除した額を年金原資として、年金額を計算するものとします。

第4条 (介護年金の種類および支払年金額)

- 年金の種類は終身介護年金とし、支払年金額等は次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	介護年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
介護年金	①第1回 年金開始日において、被保険者が別表2の公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、別表3の要介護2以上の状態に該当していると認定されているとき ②第2回以降 被保険者が、年金支払日に生存しているとき	第3条に規定する年金額	年金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為
死亡一時金	被保険者が、死亡した場合であって、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が年金支払開始時の年金原資の額より少ないとき	年金原資の額からすでに支払事由の生じた介護年金の合計額を控除した額	後継年金受取人	後継年金受取人の故意により、支払事由に該当したとき

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡一時金を支払います。
- 後継年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、残額を他の後継年金受取人に支払います。
- 第1項に規定する免責事由により死亡一時金が支払われない場合には、被保険者の死亡した日に介護年金の一括支払をした場合の支払額を年金受取人（被保険者と同一の場合はその法定相続人とし、法定相続人が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。）に支払います。
- 死亡一時金の支払事由に該当した後に到来した年金支払日に対応する介護年金が支払われた場合は、死亡一時金または解約払戻金その他の払戻金からその介護年金を差し引きます。
- 被保険者が年金支払開始日に生存している場合、年金支払開始日に、年金受取人は、介護年金の支払に代えて、年金支払開始日における年金原資の一括支払を請求することができます。この場合、保険契約は年金原

資の一括支払を行なった時に消滅します。

第5条（介護年金の一括支払）

1. 年金受取人は、将来の介護年金の支払に代えて、年金原資の額からすでに支払事由の生じた介護年金の合計額を控除した額の一括支払（この取扱を以下「介護年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金支払開始時の年金原資の額から、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額を控除した残額がある場合に限りです。
2. 介護年金の一括支払いを行なった場合、保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。
3. 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第6条（年金受取人および後継年金受取人の指定）

1. 年金受取人は被保険者となります。ただし、保険契約者および主契約の死亡保険金受取人が、同一の法人である場合は、年金受取人をその法人とします。
2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を会社の取扱範囲内で指定してください。
3. 死亡一時金の支払事由の発生時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に第11条の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の各号の順位で後継年金受取人とみなします。
 - (1) 被保険者の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
被保険者の法定相続人（2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。）

第7条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約による支払部分を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または年金受取人（後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。）が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (2) その他、保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、介護年金または死亡一時金（以下、「年金等」といいます。）の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの特約による支払部分（前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金等の一部の受取人であるときは、この特約による支払部分のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。）を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による介護年金（前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金等の一部の受取人であるときは、年金等のうち、その受取人に支払われるべき年金等をいいます。以下、本項において同様とします。）は支払いません。また、この場合に、すでに年金等を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
3. 本条の規定によるこの特約による支払部分の解除は、年金受取人に対する通知によって行います。ただし、年金受取人が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって年金受取人に通知できないときには、被保険者または後継年金受取人に通知します。
4. 年金受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち1人に対して行った通知はその他の受取人に対してもその効力を有するものとします。
5. 本条の規定によりこの特約による支払部分を解除した場合は、会社は、第4条第1項に定める死亡一時金の支払事由に該当したものととして支払う額を年金受取人に支払います。
6. 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によってこの特約による支払部分を解除した場合で、年金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金等を支払わないときは、この特約による支払部分のうち支払われない年金等に対応する部分については前項の規定を適用し、前項の額を年金受取人に支払います。

第8条（年金等の請求、支払時期および支払場所）

1. 支払事由が生じた受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して年金等を請求してください。
2. 年金等は、前項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。
3. 年金の支払事由が生じる前に第1項の必要書類が会社に到達したときは、支払事由が生じた日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。

第9条（保険契約の解約）

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 年金支払開始日以後は、この特約を解約することができません。年金支払開始日以後に、被保険者が年金受取人に対して死亡保障の解除を請求した場合は、介護年金の一括支払を適用します。このとき年金受取人は、必要書類（別表1）を会社に提出し、介護年金の一括支払を請求してください。

第10条（介護年金の通貨の変更）

1. 保険契約者または年金受取人（指定代理請求特約が付加されている場合は、同特約により年金受取人の代理人として介護年金を請求する指定代理請求人を含みます。以下、本条において同様とします。）は、年金支払開始日の前日に、会社の定める取扱範囲内で、介護年金の通貨を変更することができます。この場合には、年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートをを用いて年金原資を変更後の通貨に換算します。
2. 保険契約者または年金受取人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

第11条（年金受取人および後継年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金支払開始日以後、年金受取人を被保険者に変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。
2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。
3. 前2項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に表示します。
4. 第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に介護年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から介護年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。
6. 前項の年金受取人および後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
7. 前2項による年金受取人および後継年金受取人の変更は、第5項に規定する遺言が効力を生じた後、年金受取人の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
8. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

第12条（年金受取人による保険契約上の権利義務の承継）

年金支払開始日以後、年金受取人は、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第13条（年金受取人または後継年金受取人の代表者）

1. 年金受取人または後継年金受取人が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の年金受取人または後継年金受取人を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限りあらためて代表者1人を定めてください。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、会社が後継年金受取人の1人に対してした行為は、他の年金受取人または後継年金受取人に対しても効力を有するものとします。

第14条（年金受取人の住所等の変更）

1. 年金受取人が住所または通信先を変更したときには、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2. 年金受取人が前項の通知をしなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

第15条（時効）

年金または死亡一時金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

第16条（公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的介護保険制度の改正（以下「公的介護保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約の支払事由を変更するときは、会社は、この特約の支払事由を変更する日（以

下本条において「変更日」といいます。)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知ができない場合には、変更日前に通知します。

第17条（指定代理請求特約が付加されている場合の特則）

指定代理請求特約が付加されている場合、同特約に定める「年金」は「介護年金」と読み替えます。

第18条（年金円支払特約が付加されている場合の特則）

年金円支払特約が付加されている場合、同特約に定める「年金」は「介護年金」と読み替えます。

第19条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款の規定を準用します。

別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 介護年金の一括支払 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本
2. 介護年金、死亡一時金の支払 (第2条、第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡一時金支払の場合は、会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
3. 特約の解約 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
4. 介護年金の通貨の変更 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
5. 年金受取人および後継年金受取人の変更 (第11条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表2 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表3 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

第1条 (特約の締結)

1. この特約は保険契約者（保険金の支払事由発生後は保険金の受取人）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。以下、同様とします。）の一時支払に代えて保険金を年金で支払います。
2. 保険契約者の申出によりこの特約が締結されたときは、保険証券に表示します。

第2条 (年金基金の設定)

1. この特約が締結されたときは、保険金の支払事由が生じた時（保険金の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、保険金の全部または一部を年金基金に充当します。
2. 年金基金が設定されたときは、年金証書を交付します。

第3条 (年金の種類)

年金の種類は、確定年金とし、あらかじめ定めた一定期間中一定金額の年金を支払います。

第4条 (年金額の計算)

年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。

第5条 (年金支払日および年金受取人)

年金は、次に定めるところにより支払います。

- (1) 第1回年金支払日
年金基金の設定日の翌年の応当日
- (2) 第2回以後の年金支払日
第1回年金支払日の年単位の応当日
- (3) 年金受取人
保険金の受取人と同一人

第6条 (年金の一括支払)

1. 年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、次の金額を一括して支払います。
 - (1) 年金基金の設定後第1回年金支払日前
請求時における年金基金の価額
 - (2) 第1回年金支払日以後の年金支払期間中
残存支払期間に対応する未払年金の現価
2. 年金基金の価額を支払ったときおよび確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、この特約は消滅します。

第7条 (重大事由による解除)

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約による年金支払部分を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。）が、次のいずれかに該当する場合
 - ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④保険契約者または年金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (2) その他、保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、年金の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの特約による年金支払部分（前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、この保険契約のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。）を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下、本項において同様とします。）は支払いません。また、この場合に、すでに年

金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。

3. 本条の規定によるこの特約による年金支払部分の解除は、年金受取人に対する通知によって行います。ただし、年金受取人が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって年金受取人に通知できないときには、被保険者に通知します。
4. 年金受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち1人に対して行った通知はその他の年金受取人に対してもその効力を有するものとします。
5. 本条の規定によりこの特約による年金支払部分を解除した場合は、会社は、次の各号の額を年金受取人に支払います。
 - (1) 年金基金の設定後第1回年金支払日前
請求時における年金基金の価額
 - (2) 第1回年金支払日以後の年金支払期間中
残存支払期間に対応する未払年金の現価
6. 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によってこの特約による年金支払部分を解除した場合で、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、この特約による年金支払部分のうち支払われない年金に対応する部分については前項の規定を適用し、前項各号の額を年金受取人に支払います。

第8条（年金受取人の住所の変更）

1. 年金受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社の本店または会社の指定した場所へ通知してください。
2. 前項の通知がなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとします。

第9条（特約の消滅）

主契約が保険金支払以外の事由により消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

第10条（年金支払の内容の変更）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金支払期間の変更を請求することができます。
2. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金支払期間の内容の変更を請求することができます。このとき、すでに計算されていた年金年額は変更されます。
3. 前2項の変更があったときは、保険証券または年金証書に表示します。

第11条（年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の承諾を得て、その権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 年金受取人は、その権利を担保に供することはできません。
4. 第1項の場合、年金受取人の変更について会社に対抗するためには、年金証書に表示があることを要します。
5. 第2項の場合、年金証書に表示を受けてください。

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第13条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

第14条（年金受取人の代表者）

1. 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人およびその相続人を代理するものとします。
2. 代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代表者1人を定めてください。
3. 前2項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、年金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。

第15条（請求手続）

1. この特約にもとづく支払および変更は、必要書類（別表1）を会社に提出して請求してください。

- 年金の支払または年金の一括支払（以下「年金等の支払」といいます。）の場合に、会社所定の請求書に使用された印影が第1回年金の支払の際の印鑑証明書の印影に照らし合わせて相違ないと認めて、年金の支払、年金の分割支払または年金の一括支払を行ったときは、印章の盗用、偽造その他どのような事故があっても、会社は一切その責任を負いません。
- 年金受取人は、第1回年金の支払の際の印鑑証明書の印章を失いまたは改印したときは、すみやかに会社へ通知し、あらためて印鑑証明書を提出してください。この場合、この印鑑証明書の印章について、前項と同様に扱います。

第16条（年金等の支払の時期および場所）

年金等は、必要書類が会社へ到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社へ到達したものと取り扱います。

第17条（時効）

年金等の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

第18条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款の規定を準用します。

第19条（主契約に円支払特約が付加された場合の取扱）

主契約に円支払特約が付加されている場合は、円支払特約の規定により算出された円建の死亡保険金をこの特約の第2条の保険金として、この特約の規定を適用します。

別表1 必要書類

項目	提出書類
年金の支払 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書
年金の一括支払 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本
年金支払の内容の変更 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
年金受取人の変更 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ①旧年金受取人の戸籍謄本 ②年金受取人代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。

第2条（特約の適用）

1. この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、保険料を円で払い込むことができるものとします。
2. 会社は、円で受領した保険料を、会社の定める計算方法により、主契約で定める外貨建の保険料に換算し、当該外貨建保険料を受領したものとして、主約款の規定を適用します。

第3条（外貨建保険料の算出に用いる為替レート）

1. 前条に規定する外貨建の保険料への換算には、会社が保険料を円で受領する日（以下「受領日」といいます。その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
2. 前項の会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の定める解約ないし年金の一括支払の払戻金、死亡保険金および一部引出の請求に際して、その請求者の申し出により、締結するものとします。

第2条（特約の適用）

この特約を付加した主契約については、主約款にかかわらず、解約払戻金および死亡保険金等を円により支払うものとします。

第3条（解約または一括支払の払戻金を支払う場合の取扱）

この特約を適用し円により解約または年金の一括支払の払戻金を支払う場合には、主約款に定める払戻金を、解約日または一括支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて円に換算します。

第4条（死亡保険金を支払う場合の取扱）

この特約を適用し円により死亡保険金を支払う場合には、主約款に定める死亡保険金を、会社が死亡保険金受取人からの請求に関する所定の必要書類を受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて円に換算します。

第5条（一部引出を行う場合の取扱）

この特約を適用し主約款に定める一部引出を行う場合には、引出金額を、引出日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて円に換算します。

第6条（定期支払金を支払う場合の取扱）

この特約を適用し定期支払金の支払を行う場合または主約款に付加した定期支払特約に定める定期支払金の支払を行う場合には、定期支払金を、定期支払日または請求に関する所定の必要書類の受付日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて円に換算します。

第7条（支払額の算出に用いる為替レート）

前4条の会社の定める為替レートは、前4条において規定する為替レートの適用日における、会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第1条 (特約の締結)

1. この特約条項において、主たる保険契約を主契約といいます。
2. この特約条項において、主契約の普通保険約款および特約の特約条項を総称して、主約款等といいます。
3. この特約は、主契約の締結の際もしくは締結後に、保険契約者（主約款等の定めにより権利義務を承継した年金受取人を含みます。以下同様とします。）の申出により、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
4. この特約が締結されたときは、保険証券（年金証書が発行されている場合は年金証書。以下同様とします。）に表示します。

第2条 (保険契約者代理人による代理手続き)

1. 保険契約者が手続きを自ら行うことができない次のいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続きに必要な書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続きを行うことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。
 - (1) 手続きを行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合
2. 保険契約者代理人が行うことのできる手続きは、次のとおりとします。
 - (1) 主約款等に定める保険契約者が行うことのできる手続きとします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款等に定める保険金等の受取人が行うことのできる手続きを含みます。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、次の手続きを除きます。
 - ① 保険契約者の変更手続き
 - ② 保険金等の受取人の変更手続き（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。）
 - ③ 保険契約者代理人および主約款等に定める指定代理請求人の指定または変更手続き
 - ④ 主約款等に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続き
 - ⑤ 保険契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
 - ⑥ 前5号のほか、会社の定める手続き
3. 前2項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行うことができます。
4. 第1項および第2項の規定により保険契約者代理人が手続きを行う場合、保険契約者代理人は手続時において次のいずれかに該当することを要します。
 - (1) 次の範囲内の者
 - ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の親族
 - (2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために保険契約者の代理人として手続きを行うべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている者
 - ② 保険契約者の財産管理を行っている者
 - ③ 保険金等の受取人
 - ④ その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
5. 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続きを行うことができません。
6. 保険契約者代理人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に手続可能な手続きがあっても、変更を行う前の保険契約者代理人による代理手続きは取り扱いません。
7. 本条の規定により保険契約者代理人が行った手続きは、保険契約者に対してその効力を生じます。
8. 本条の規定により保険金等の代理請求を行う場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行う際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
9. 本条の規定により会社が保険金等を保険契約者代理人に支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第3条 (保険契約者代理人の変更)

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で保険契約者代理人を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。
2. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。

第4条（重大事由等による解除等の通知）

主約款等に定める重大事由による解除および告知義務違反による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主約款等に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

第5条（重大事由による特約の解除）

会社は、保険契約者代理人が次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①または②などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - ①主契約に付加されている他の特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
 - ②保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

第6条（特約の消滅）

次の各号に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき
- (3) 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したことを会社が知ったとき
- (4) この特約を付加した主契約が消滅したとき
- (5) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款等に定める年金支払開始日が到来したとき

第7条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第8条（主約款等の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款等の規定を準用します。

別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 保険契約者代理人による代理手続き (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の成年後見登記されていないことの証明書 (4) 保険契約者の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 保険契約者代理人の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (7) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (8) 保険契約者代理人が保険契約者と生計を一にしているときは、保険契約者もしくは保険契約者代理人の健康保険証の写しまたは保険契約者代理人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 保険契約者代理人が契約にもとづき保険契約者の財産管理を行っているときは、その契約書の写し (10) 保険契約者代理人が法令に定める代理権の消滅事由に該当しないことの証明書
2. 保険契約者代理人の変更 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第1条（特約の締結）

1. この特約条項において、主たる保険契約を主契約といいます。
2. この特約条項において、主契約の普通保険約款および特約の特約条項を総称して、主約款等といいます。
3. この特約は、保険契約者（主約款等の定めにより権利義務を承継した年金受取人を含みます。以下同様とします。）の申出により、会社の承諾を得て、主契約または特約に付加して締結します。
4. この特約は、被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加できます。
5. この特約が締結されたときは、保険証券（年金証書が発行されている場合は年金証書。以下同様とします。）に表示します。

第2条（特約の対象となる保険給付）

この特約の対象となる保険給付は、この特約を付加した主契約または特約の年金とします。

第3条（指定代理請求人による年金の請求）

1. 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で指定代理請求人を指定してください。指定代理請求人は1名に限ります。
2. 年金受取人が、傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない状態またはこれと同等の会社が認める状態であるために年金を請求できないときは、指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金、年金原資の一括支払または年金の一括支払を請求することができます。
3. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを要します。
 - (1) 次の範囲内の者
 - ①年金受取人の配偶者
 - ②年金受取人の直系血族
 - ③年金受取人の3親等内の親族
 - (2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、年金受取人のために年金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ①年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている者
 - ②年金受取人の財産管理を行っている者
 - ③死亡保険金の受取人
 - ④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
4. 前2項により、指定代理請求人が年金を請求するときは、必要書類（別表1）およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出してください。
5. 前3項により、指定代理請求人の請求により年金が支払われた場合には、その支払い後にその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 年金受取人に、法定後見人または任意後見人が存在する場合は、指定代理請求人から第1項の請求を受けても、会社は請求に応じないことがあります。
7. 第1項にかかわらず、年金受取人を故意に年金が請求できない状態にした者は指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
8. 年金受取人が、第1項に定める年金の請求ができない状態を確認するため、事実の確認を行い、または会社が指定した医師による年金受取人の診断を求めることがあります。
9. 事実の確認に際し、指定代理請求人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。会社が指定した医師による必要な診断を得ることに応じなかったときも同様とします。

第4条（保険料）

この特約に対する保険料はありません。

第5条（特約の消滅）

次の各号に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 年金受取人または指定代理請求人の死亡を会社が知ったとき
- (2) 年金受取人が変更されたとき
- (3) この特約を付加した主契約または特約が消滅したとき

第6条（指定代理請求人の変更）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で指定代理請求人を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。
2. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。

第7条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第8条（主約款等の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款等の規定を準用します。

第9条（重大事由による解除等の通知）

主約款等に定める重大事由による解除および告知義務違反による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主約款等に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 指定代理請求人による請求 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 年金受取人の成年後見登記されていないことの証明書 (4) 年金受取人の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 指定代理請求人の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (7) 指定代理請求人の印鑑証明書 (8) 指定代理請求人が年金受取人と生計を一にしているときは、年金受取人もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の財産管理を行っているときは、その契約書の写し
2. 指定代理請求人の変更 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

第1条（特約の締結）

1. この特約条項において、主たる保険契約を主契約といいます。
2. この特約条項において、主契約の普通保険約款および特約の特約条項を総称して、主約款等といいます。
3. この特約は、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、主契約または特約に付加して締結します。
4. この特約は、保険契約者と被保険者が同一人である場合のみ付加できます。
5. この特約が締結されたときは、保険証券（年金証書が発行されている場合は年金証書。以下同様とします。）に表示します。

第2条（特約の対象となる保険給付）

この特約の対象となる保険給付（以下「死亡給付」といいます。）は、この特約を付加した主約款等の死亡保険金（災害死亡保険金を含みます。）および死亡一時金とします。なお、死亡給付からこの特約の維持に必要な費用として会社の定める金額を控除します。

第3条（指定公益団体による死亡給付金の請求等）

1. 保険契約者は、この特約の締結の際、死亡保険金受取人または後継年金受取人として会社の定める取扱範囲内の団体（以下「指定公益団体」といいます。）を指定してください。
2. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で死亡給付発生通知人を指定することができます。
3. 死亡給付発生通知人は、死亡給付の支払事由が生じたときは、遅滞なく会社に通知してください。この場合、主約款等に規定する当該支払事由発生について通知する義務を履行したものみなします。
4. 会社は、支払事由が生じた指定公益団体については、主約款等に規定する必要書類についての提出書類の全部または一部の省略を認めます。

第4条（特約の消滅）

この特約を付加した主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

第5条（指定公益団体等の変更）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で死亡保険金受取人または後継年金受取人として指定した指定公益団体、死亡給付発生通知人を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。
2. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
4. 保険契約者が指定した指定公益団体が消滅した場合（会社の定める取扱範囲の対象外となった場合を含みます。）、会社が指定した指定公益団体を保険契約者が指定した指定公益団体として取り扱います。この場合、会社は、保険契約者にその旨を通知します。

第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第7条（主約款等の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款等の規定を準用します。

別表1 必要書類

項目	提出書類
指定公益団体等の変更（第5条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注）会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

三井住友海上プライマリー生命の生命保険商品

- 各商品のお取扱いに関する詳細につきましては、下記の連絡先または当社のホームページ等によりご確認ください。

フリーダイヤル：0120-142-605

ホームページアドレス：<https://www.ms-primary.com>

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

- クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）について
- 勤務先の申告について
- 責任開始期・契約日について
- 元本欠損が生じる場合について
- 保険金等をお支払いできない場合
- 解約と解約払戻金について

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、生命保険募集人の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記にお問合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028

東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-142-605

<https://www.ms-primary.com>

保険会社
使用欄



0300022504